

第2期
伊東市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
伊東市

未来を担う子どもたちのために

近年、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、雇用環境の変化等、子どもと子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まる中、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。



このような中、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを支えるために、平成27年3月に「伊東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や子ども子育て関連の各業務の円滑な実施に取り組んでまいりました。

この間、当市における喫緊の課題である待機児童解消策として小規模保育事業所3施設の開所支援や一時預かりの開始、子育て世代の経済的負担軽減策として国に先駆けた就学前1年間の保育料の無償化など、「子育てしやすいまち」の実現に向け積極的に取り組んでまいりました。

今回、現行計画が令和元年度をもって計画期間が終了することを機に、伊東の未来を担うすべての子どもの健やかな成長を願い、「子育てしやすいまち」と市民の皆様を感じていただけるよう、これまでの取組を引き継ぎ、更に推進させるため、新たに「第2期伊東市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度～令和6年度)を策定します。

終わりに、本計画の策定に当たり、伊東市子ども・子育て会議の委員の皆様を始め、貴重な御意見・御提言をいただきました関係各位の皆様方に心からお礼申し上げますとともに、引き続き一層の御支援をお願いいたします。

令和2年3月 伊東市長 小野達也

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の基本理念	4
6 計画の基本方針	4
第2章 伊東市の子ども・子育てを取り巻く環境	5
1 人口・世帯・人口動態等	5
2 婚姻・離婚の状況（資料：伊東市統計資料）	8
3 就労の状況（資料：国勢調査）	9
4 子ども数の推計について	10
5 教育・保育施設の状況	11
6 地域子ども・子育て支援事業の状況	13
7 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題	17
第3章 教育・保育提供区域の設定	18
1 教育・保育提供区域設定の考え方	18
2 教育・保育提供区域の設定	18
第4章 教育・保育施設の充実	19
1 量の見込み	19
2 提供体制の確保と実施時期	20
3 認定こども園の整備と幼稚園・保育園の再編について	22
4 教育・保育等の円滑な利用及び教育・保育施設の質の向上	24
第5章 地域子ども・子育て支援事業の充実	26
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	26
2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	36
第6章 子ども・子育て支援関連施策の推進	37
1 要保護児童対策の充実	37
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	39
3 障がい児施策の充実	40
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進	41
5 子どもの安心・安全な環境の充実	42
第7章 計画の推進体制	43
1 計画の実現に向けた役割	43
2 計画の達成状況の点検・評価	44
3 子ども・子育て支援体制の向上に向けて	45
参考資料	46

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、家族構成や雇用環境の変化、少子高齢化等によって、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、国や地域を挙げて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

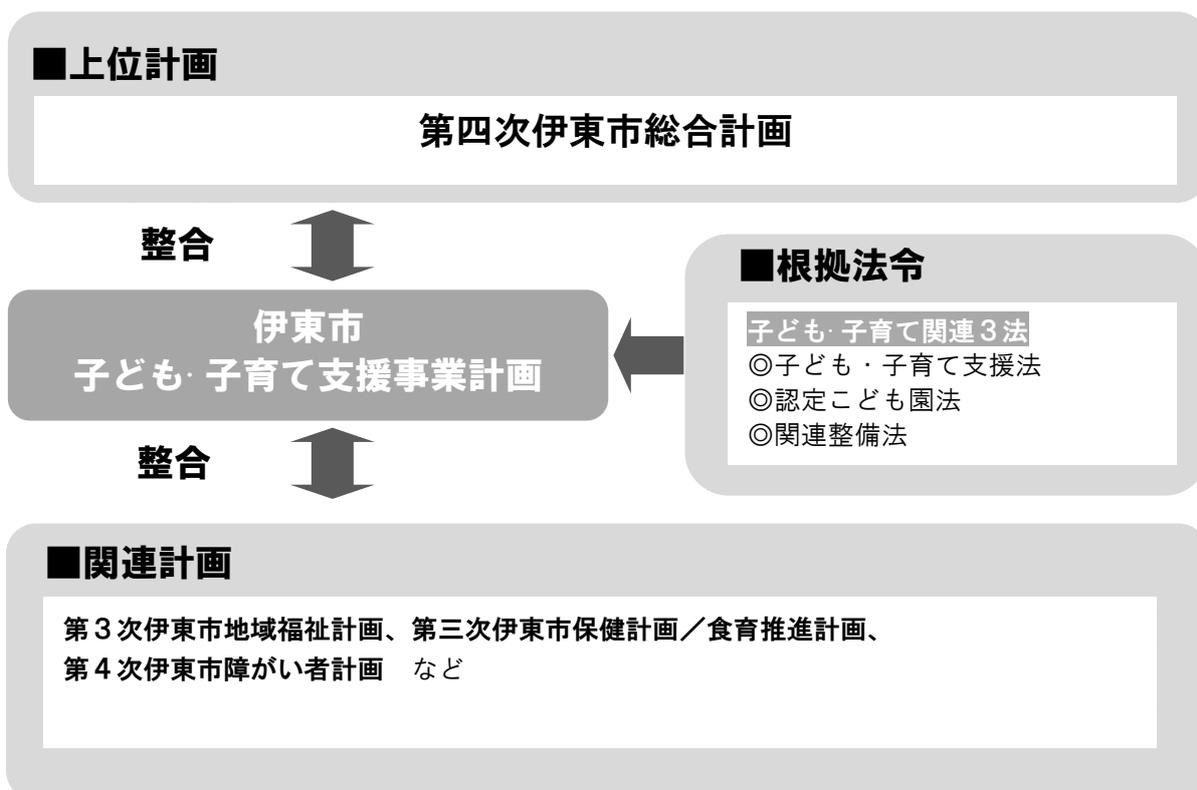
この「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行され、本市においても「伊東市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び子どもや子育てに関連する業務の円滑な実施に取り組んでいるところです。

子どもの健やかな成長を願い、地域における子育て支援、教育環境の整備、子育てと仕事の両立支援等に努めるとともに、働く方のニーズの多様化を目指す「働き方改革」「幼児教育等の無償化」等の新たな社会の環境の変化に対応し、幅広い観点から一層の次世代育成支援の充実を図ることを目的に、「第2期伊東市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、子育て世帯を対象として、伊東市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新制度の下で「質の高い教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定に当たっては、子ども・子育て支援法を始め、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、「伊東市総合計画」を始めとする上位計画及び関連計画と整合性を持ったものとして定めています。



3 計画期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第1期計画推進期間					第2期計画推進期間					次期
		中間 見直し		見直し 年度					見直し 年度	

4 計画の対象

本計画における子どもとは、胎児から乳幼児期、学童期及び思春期含むおおむね18歳までの子どもとします。また、本計画の主たる対象は保護者（子育て世帯）を対象としており、教育や保育を始め、様々な子育てに関する支援施策を盛り込んでいきます。

こうした施策及び事業の展開に当たっては、事業所、地域、関係機関等の協力及び連携が不可欠であるほか、子ども数の大幅な減少を抑制する少子化対策にも一部触れており、広く市民全般に対する取組も掲載しています。

5 計画の基本理念

「すべての子どもの健やかな成長を願い、 子育てを応援するまち いたう」

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。すべての子どもの健やかな成長を願い、安心して子育てができるよう、社会全体で子育て支援の充実に取り組む必要があります。

未来を担う子どもたちが幸せに、たくましく成長できる環境づくりを進めるとともに、子育ての負担軽減、子育てに対する不安や様々な悩みへの対策を充実させ、子育てに楽しみや喜び、夢と希望がもてるまちづくりを推進します。

6 計画の基本方針

本市の基本理念に基づき、以下の基本方針を掲げ、子ども・子育て支援を推進します。

基本方針 1 次代を担う子どもの育ちの支援

基本方針 2 子どもを健やかに育む家庭の支援

基本方針 3 子育てを支える地域づくりの推進

第2章 伊東市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

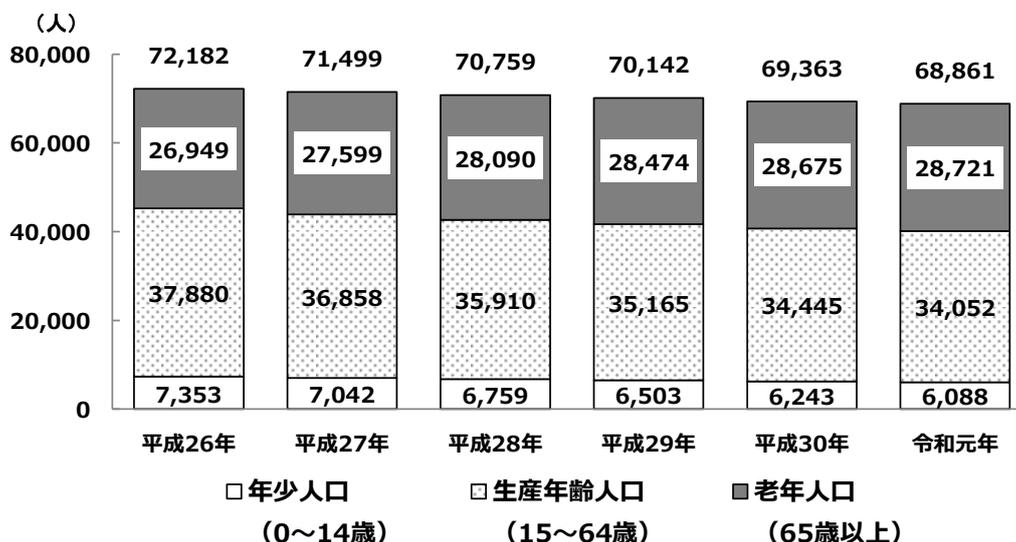
①人口の推移（住民基本台帳・各年10月1日現在、令和元年4月1日現在）

○年少人口は、平成26年から令和元年までの5年間で1,265人減少し、全体に占める割合は約1%減少しています。0歳児は平成26年から令和元年までの5年間で94人減少し、平成30年には300人を下回っています。

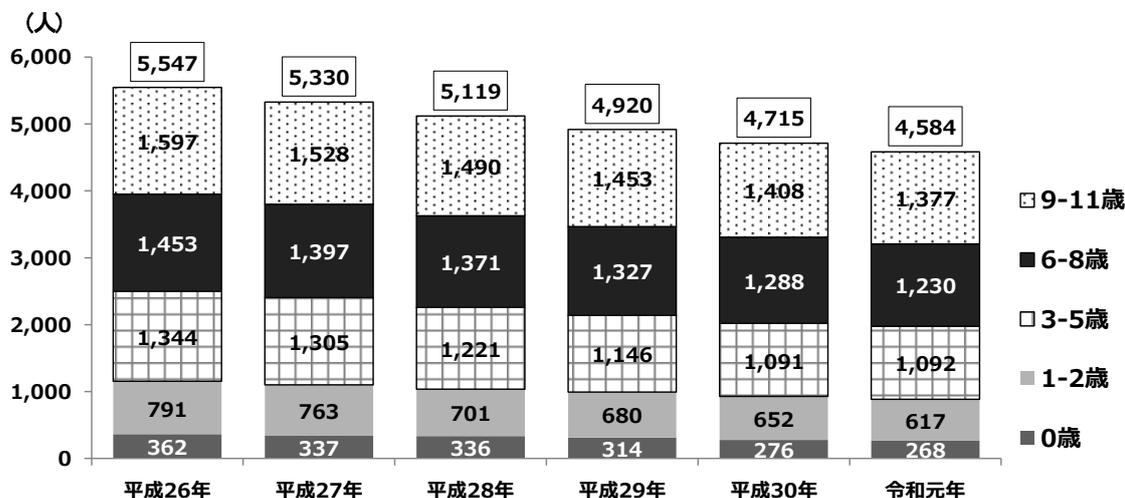
○老年人口は、平成26年から令和元年までの5年間で1,772人増加しました。

全体に占める割合は約4%増加し、少子高齢化の進行がうかがえます。

■人口の推移（住民基本台帳・各年10月1日現在、令和元年4月1日現在）



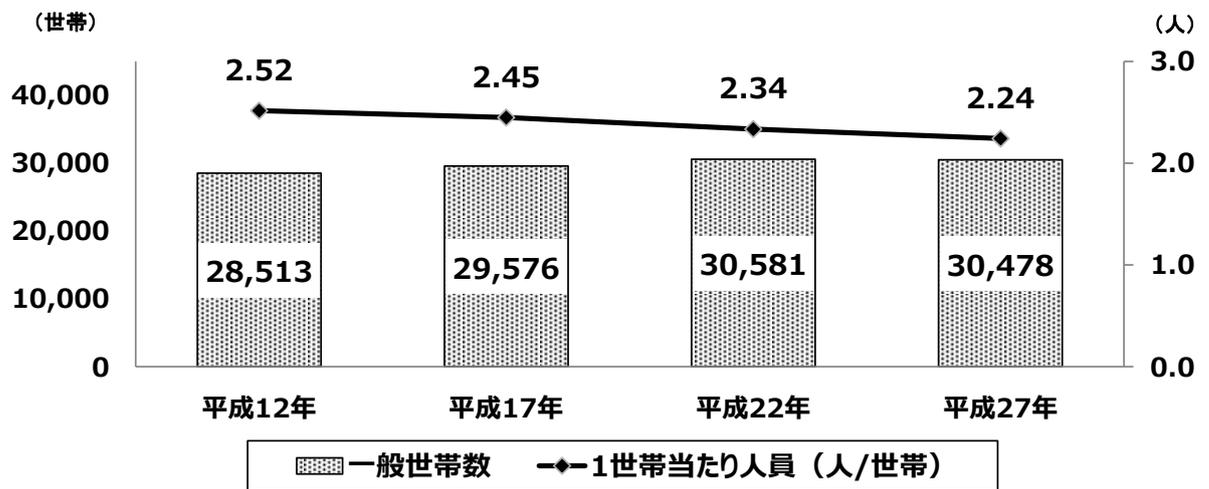
■児童人口の推移（住民基本台帳・各年10月1日現在、令和元年4月1日現在）



②世帯の状況（資料：国勢調査）

○世帯数は平成 22 年までは増加していましたが、平成 27 年度には若干減少しています。1 世帯当たり人員は、平成 12 年以降減少を続けており、核家族化の進行や一人暮らし世帯の増加が伺えます。

■世帯数及び 1 世帯当たり人員の推移

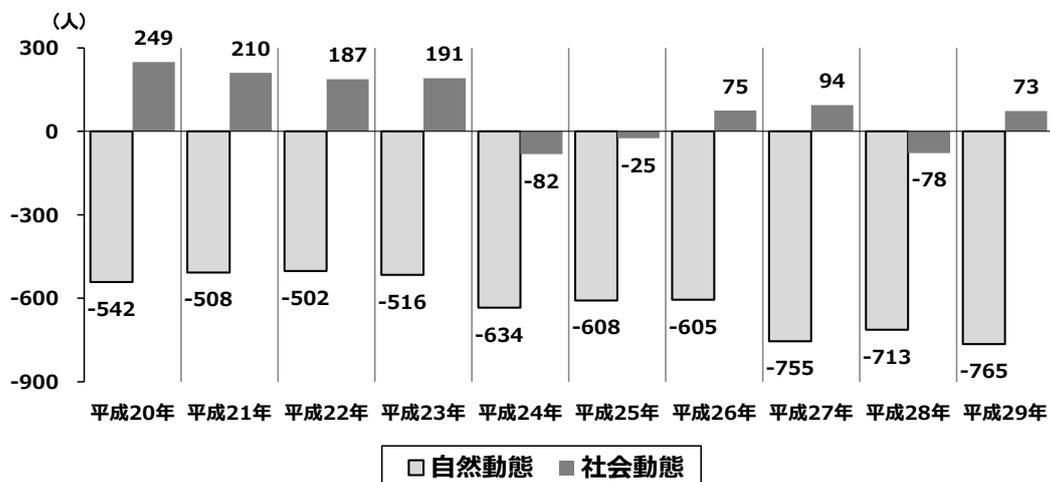


③人口動態（資料：伊東市統計資料）

○自然動態（出生数－死亡数）は、平成 20 年以降、出生数よりも死亡数が上回っており、人口減少の主な要因となっています。

○社会動態（転入数－転出数）は、平成 20 年から平成 23 年までは転入者が転出者を上回っていましたが、平成 24 年以降はマイナスとプラスを繰り返しています。

■自然動態・社会動態の推移



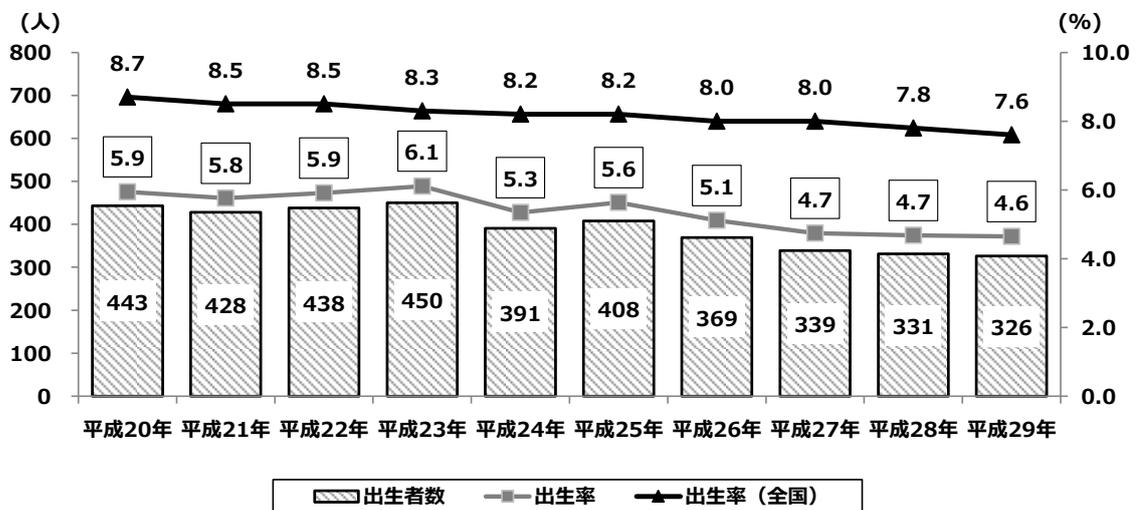
④出生の状況（資料：伊東市統計資料）

○出生者数は、平成20年から減少と増加を繰り返し、平成29年には326人となっています。

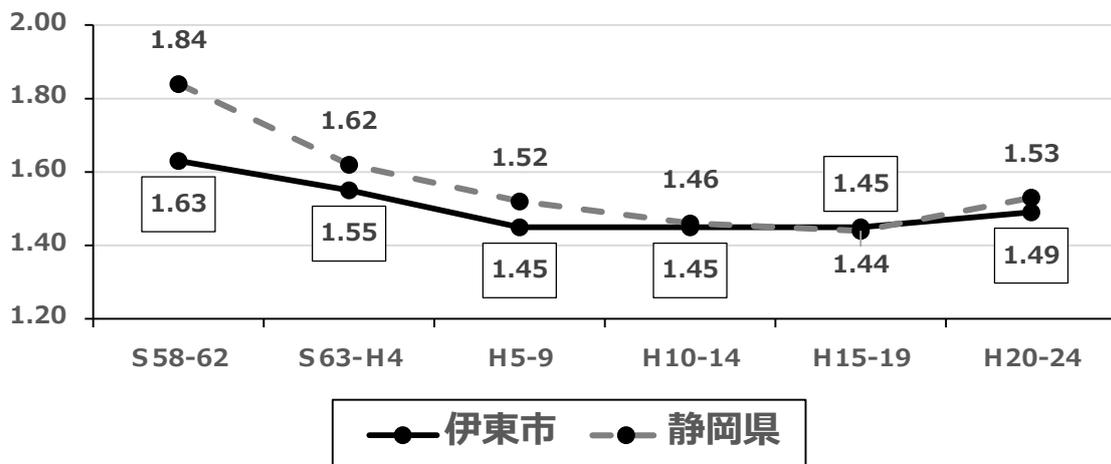
○人口1,000人当たりの出生率は、国の平均を下回っており、平成23年と平成25年に若干増加しましたが、年々減少しています。

○合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの数）は、平成20～24年に若干上昇しています。

■出生者数と出生率（人口千人当たり）の推移



■合計特殊出生率の推移

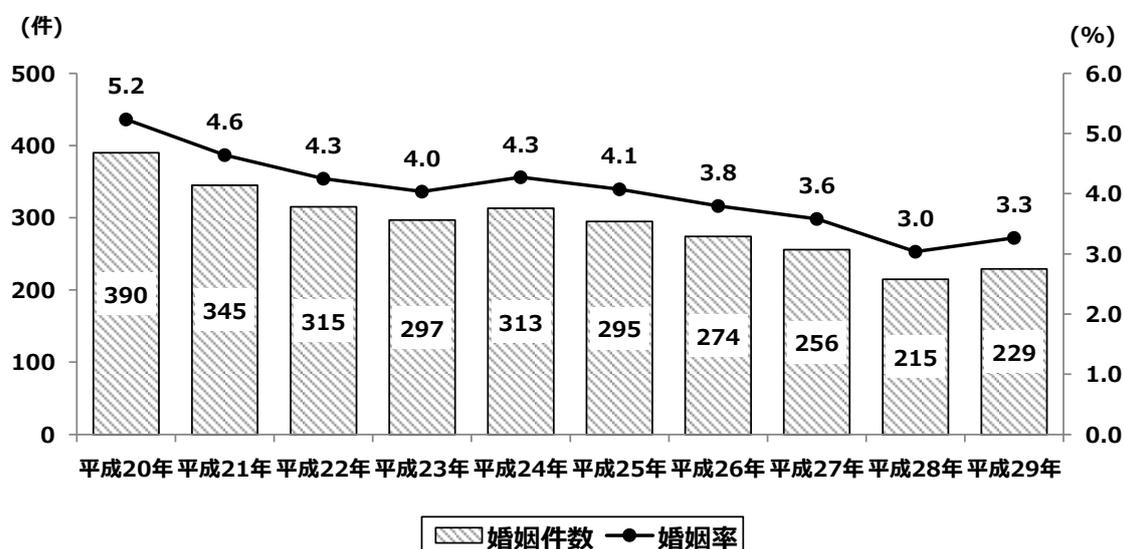


2 婚姻・離婚の状況（資料：伊東市統計資料）

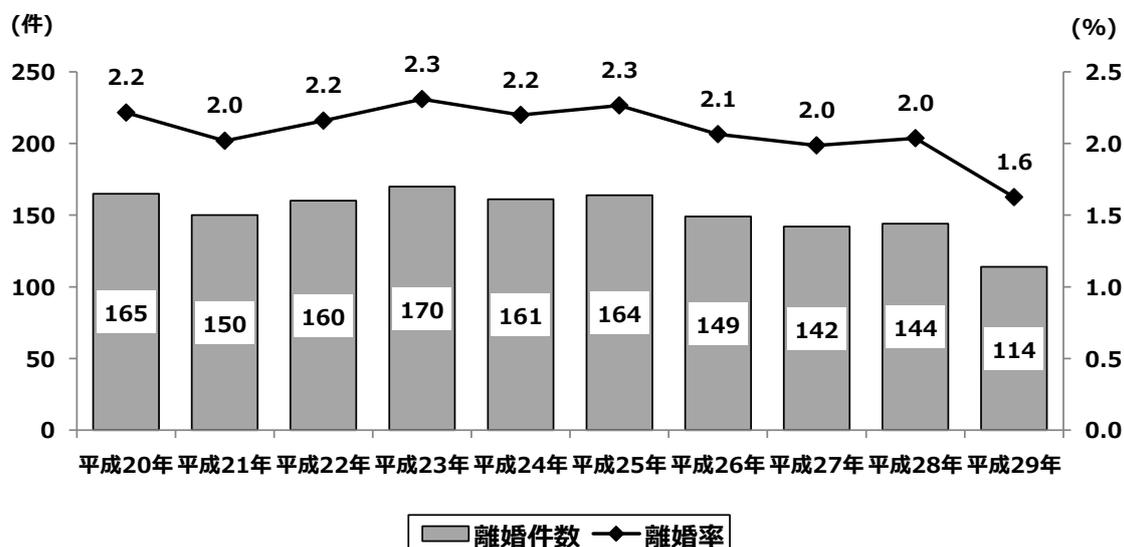
○婚姻件数、人口 1,000 人当たりの婚姻率は、平成 20 年からともに減少傾向にあります。

○離婚件数は、平成 20 年から平成 25 年まで減少と増加を繰り返し、平成 26、27 年と減少、平成 28 年に若干増加しましたが、平成 29 年減少しています。人口 1,000 人当たりの離婚率は、1.6～2.3%間で推移し、平成 29 年には、1.6%となっています。

■婚姻件数及び婚姻率（人口千人当たり）の推移



■離婚件数及び離婚率（人口千人当たり）の推移

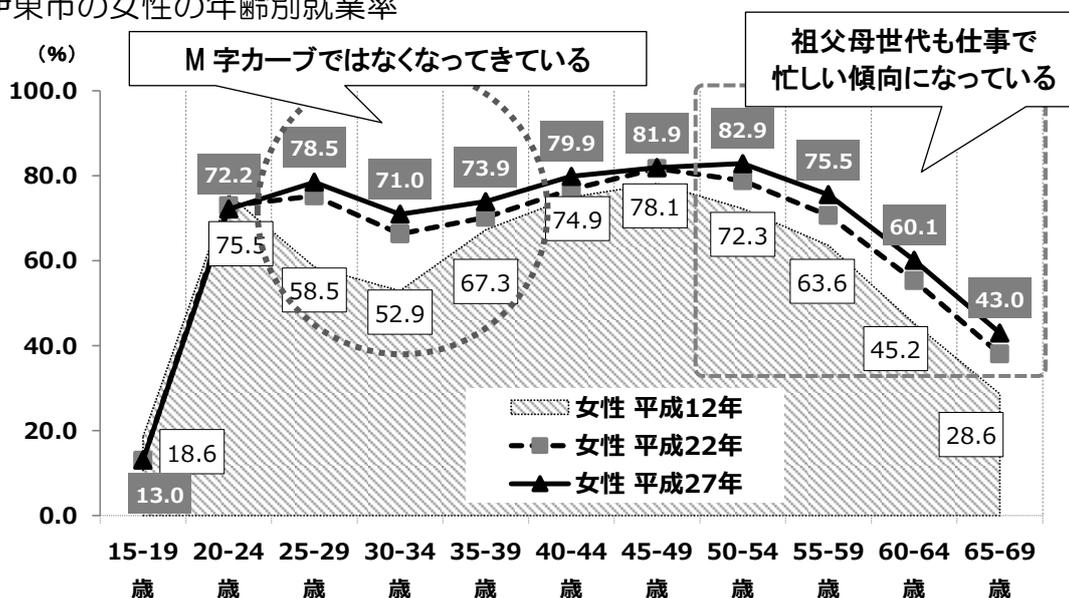


3 就労の状況（資料：国勢調査）

伊東市における25～39歳の子育て世代の女性の就業率をみると、平成27年の25～29歳では78.5%、30～34歳では71.0%、35～39歳では73.9%であり、平成12年と平成27年を比較すると25歳以上のすべての世代で、上昇傾向がみられます。

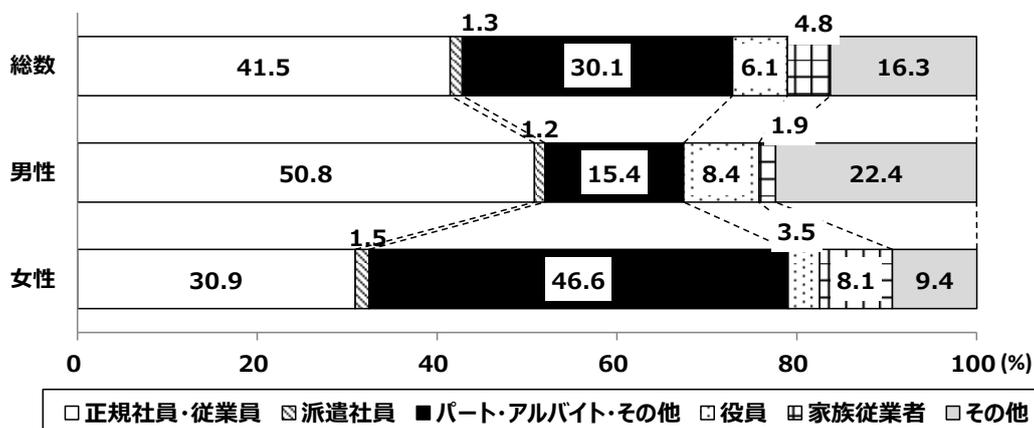
また、子育て世代の祖父母世代に当たる50～64歳代をみると、平成27年の50～54歳では82.9%、55～59歳では75.5%、60～64歳では60.1%であり、こちらの年齢世代でも上昇傾向となっています。全体的な傾向でいうと、年齢別就業率のグラフが台形に近くなってきており、日本全体の女性の年齢階級別労働力率と同様な状況を示しています。

■伊東市の女性の年齢別就業率



○就業者の従業上の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が5割を占め、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が最も多く、次いで「正規社員・従業員」、「その他」、「家族従業者」となっています。

■従業上の地位別従業者数の割合（平成27年国勢調査）



4 子ども数の推計について

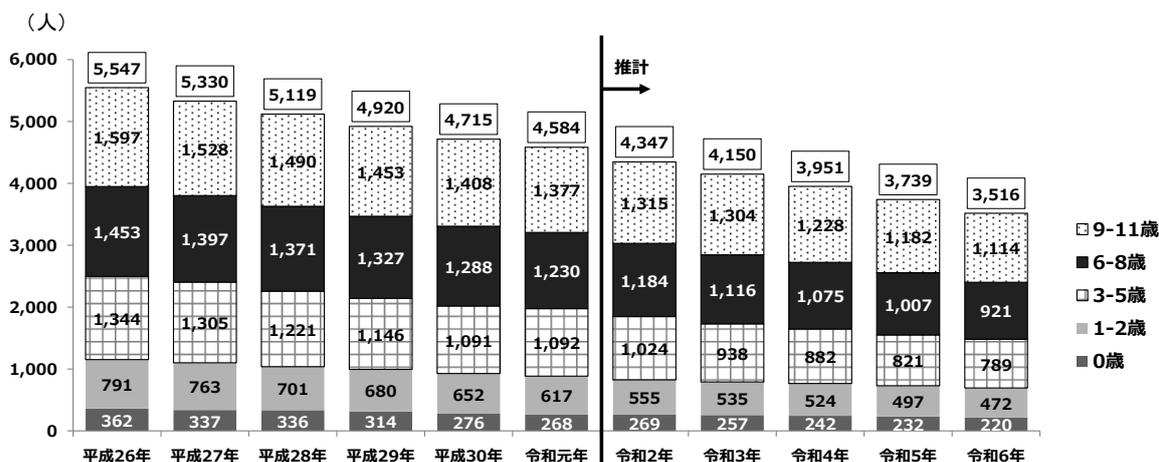
令和6年までの子ども数の推計結果は次のとおりです。0～5歳、6～11歳ともに微減傾向が見込まれ、子ども数は減少していくものと推計されます。

平成26～30年（各10月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去4区間の幾何平均を使用し、出生率は過去4区間の経年変化（平成26～30年のトレンド）で推計をし、計算しています。

単位：人

	実績(各年10月1日)					実績	推計(各年4月1日)						伸び率 (R1-R6)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	362	337	336	314	276	268	269	257	242	232	220	-17.9%	
1歳	388	374	335	340	314	289	268	269	257	242	232	-19.7%	
2歳	403	389	366	340	338	328	287	266	267	255	240	-26.8%	
3歳	425	405	391	363	338	323	329	288	267	268	256	-20.7%	
4歳	481	423	404	385	364	372	321	327	286	265	266	-28.5%	
5歳	438	477	426	398	389	397	374	323	329	288	267	-32.7%	
6歳	473	427	467	420	402	358	391	368	317	323	282	-21.2%	
7歳	496	476	433	469	414	436	358	391	368	317	323	-25.9%	
8歳	484	494	471	438	472	436	435	357	390	367	316	-27.5%	
9歳	506	482	497	471	436	433	436	435	357	390	367	-15.2%	
10歳	543	502	487	498	474	446	433	436	435	357	390	-12.6%	
11歳	548	544	506	484	498	498	446	433	436	435	357	-28.3%	

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (R1-R6)
0歳	362	337	336	314	276	268	269	257	242	232	220	-17.9%
1-2歳	791	763	701	680	652	617	555	535	524	497	472	-23.5%
3-5歳	1,344	1,305	1,221	1,146	1,091	1,092	1,024	938	882	821	789	-27.7%
小計	2,497	2,405	2,258	2,140	2,019	1,977	1,848	1,730	1,648	1,550	1,481	-25.1%
6-8歳	1,453	1,397	1,371	1,327	1,288	1,230	1,184	1,116	1,075	1,007	921	-25.1%
9-11歳	1,597	1,528	1,490	1,453	1,408	1,377	1,315	1,304	1,228	1,182	1,114	-19.1%
合計	5,547	5,330	5,119	4,920	4,715	4,584	4,347	4,150	3,951	3,739	3,516	-23.3%



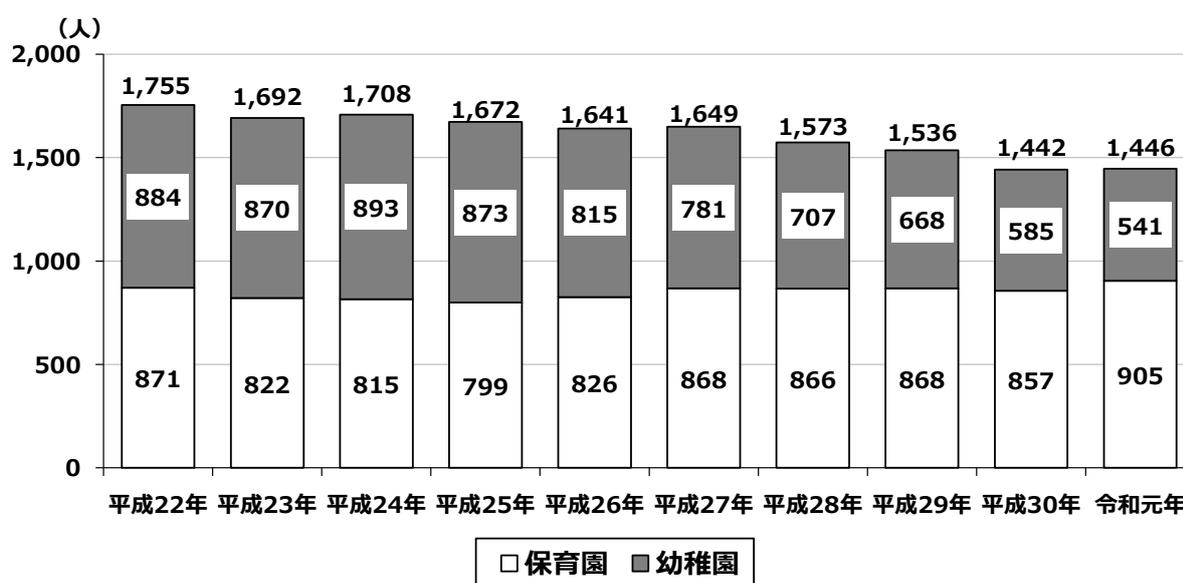
5 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移（伊東市独自集計）

○保育園入園児童数は、平成 22 年から平成 25 年まで減少していましたが、平成 26 年、27 年に増加に転じ、その後は横ばい傾向でしたが、令和元年には再び増加しています。

○幼稚園入園児童数は、平成 24 年以降は減少を続けています。

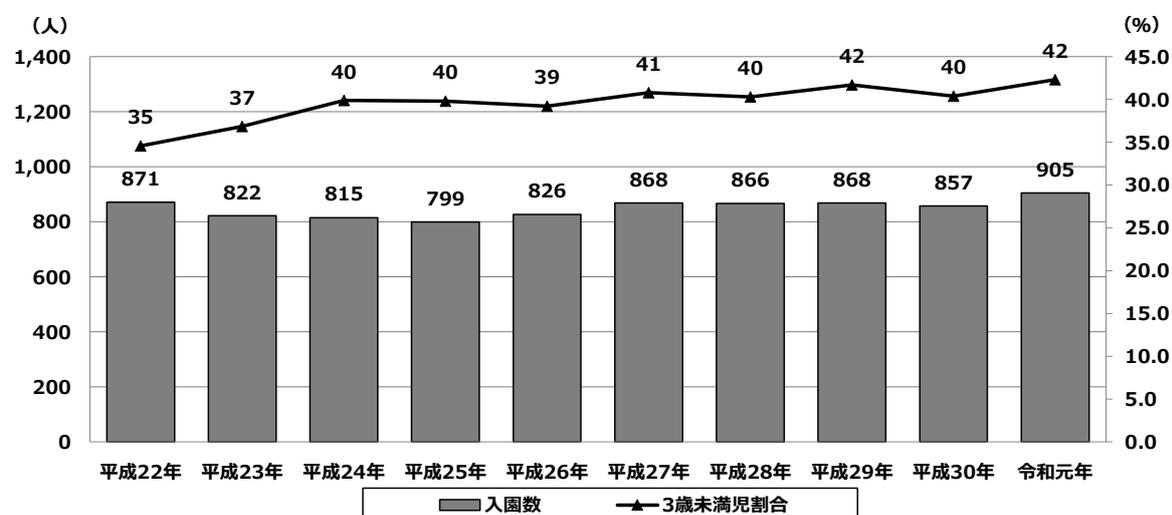
■ 保育園、幼稚園の利用児童数の推移



(2) 保育園の3歳未満時の利用状況（伊東市独自集計）

○入園者数は、平成 26 年から平成 30 年までは横ばい、令和元年には再び増加となっており、3歳未満児の利用割合が増加傾向となっています。

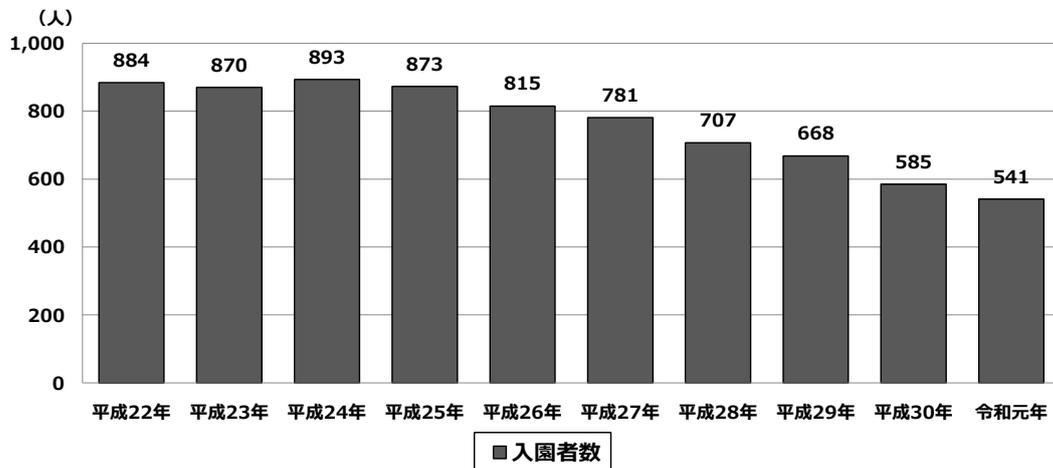
■ 保育園の入園者数、3歳未満児割合の推移



(3) 幼稚園の利用状況（伊東市独自集計）

○入園数は、平成 24 年以降は、減少を続けており、平成 22 年から令和元年までの 10 年間に 343 人、約 4 割減少しています。

■幼稚園の入園者数の推移



(4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設は、保育所の基準を満たしていないが、一定の保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む。）に届け出を行う必要があります。

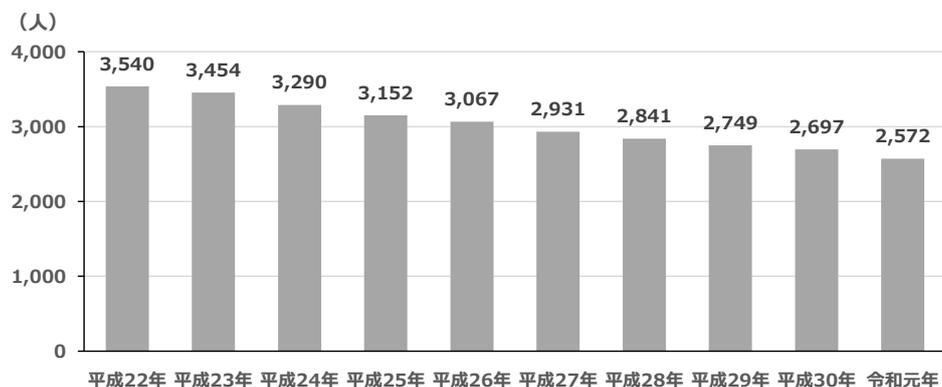
◆事業所内保育

企業、病院等において、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設
【施設数】 2か所（うち院内保育施設 1か所）

(5) 小学校の児童数（資料：伊東市の教育）

○児童数は、減少を続けており、平成 22 年から令和元年までの 10 年間に 968 人、約 3 割減少しています。

■小学校の児童数の推移



6 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

市役所幼児教育課窓口に保育コンシェルジュを配置し、利用者支援事業（基本型）を実施するとともに、子育て支援課窓口に保健師を配置し、利用者支援事業（母子保健型）を実施しています。

【基本型の実施状況】

（平成 30 年度実績）

【実施箇所】 1 箇所（市役所幼児教育課窓口）

【相談件数】 550 件

【母子保健型の実施状況】

（平成 30 年度実績）

【実施箇所】 1 箇所（市役所子育て支援課）

【相談件数】 450 件

(2) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11 時間）を超えて、更に延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

【延長保育の実施状況】

（平成 30 年度実績）

【実施箇所】 8 箇所（民営保育所 6、小規模保育施設 2）

【休日保育の実施状況】

（平成 30 年度実績）

【実施箇所】 12 箇所（民営保育所 6、公営保育所 4、小規模保育施設 2）

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）（放課後子どもプラン）

従来の児童館等と小学校内施設（子どもプラザ）を活用し、留守家庭児童に加え、希望する児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

（平成 30 年度実績）

【実施箇所】 8 箇所

【年度当初登録児童数】 353 人（低学年） 77 人（高学年）

○利用児童数（年平均利用児童数）

単位：人

クラブ名	学区	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	対象児童
東っ子学童クラブ	東小	45	30	45	45	45	1～6年
風の子児童クラブ	西小	37	32	44	44	43	1～6年
ひまわりクラブ	大池小	45	43	42	38	44	1～6年
わんぱくクラブ	宇佐美小	44	53	45	45	40	1～3年
やんもkidsクラブ	八幡野小	42	43	45	45	45	1～6年
どろんこクラブ	南小	43	42	45	47	45	1～4年
旭キッズクラブ	旭小	37	30	37	31	38	1～6年
富戸すまいる	富戸小	-	-	-	9	22	1～6年
計		293	273	303	304	322	

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気や出産、家族の介護又はその他の理由で家庭で児童を養育できないときに、児童養護施設、乳児院又はその他保護を適切に行うことができる施設で、7日以内を限度に一時的に児童を預かります。

伊東市では、里親委託1か所で実施しています。

（平成30年度実績）

【利用人数】 2人

【利用日数】 6日

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

保健師又は看護師が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、親子の心身の状況及び養育環境を把握し、子育て支援に関する情報提供、助言等を行います。

（平成30年度実績）

【訪問人数】 276人

【訪問率】 100.0%

（６）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等で、保護者の養育に対して支援が必要と認められる児童（要支援児童）及び出産後の養育について出産前から支援する必要が認められる妊婦（特定妊婦）のいる家庭を訪問し、専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

（平成30年度実績）

【訪問延べ人数】 42人（実人数 12人、要支援児童 0人、特定妊婦 1人）

(7) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

公共施設、保育所等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流、育児相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。

（平成 30 年度実績）

【実施箇所】 7か所（民営保育所4、公営保育所1、健康福祉センター1、伊東ショッピングプラザデュオ内1）

【利用人数】 33,836 人／年間
2,819 人／月間

(8) 一時預かり事業

（平成 30 年度実績）

① 幼稚園型

保護者の就労や育児疲れなどのリフレッシュ等により幼稚園の在園児を対象として一時的に幼稚園に預けることができるサービスです。

【実施箇所】 5か所（私立幼稚園1、公立幼稚園4）

【利用人数】 延べ 13,800 人

② 保育園等における未就園児利用型

保護者の就労又は求職活動、病気、けが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育園（所）等に預けることができるサービスです。

【実施箇所】 3か所（民営保育所2、公営保育所1）

【利用人数】 延べ 1,566 人

(9) 病児保育事業（病児対応型保育・体調不良児対応型保育）

病気の乳幼児（症状の急変が認められない場合）及び保育中に体調不良となった園児を専用の保育室等で看護師・保育士等が預かるサービスです。

（平成 30 年度病児対応型保育実績）

【実施機関】 静岡県川奈臨海学園

【利用人数】 延べ 378 人

（平成 30 年度体調不良児対応型保育実績）

【実施箇所】 5か所（民営保育所 5）

【利用人数】 延べ 526 人

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（提供会員）が会員登録し、双方会員の相互援助の調整を行います。

（平成 30 年度実績）

【実施機関】 伊東市社会福祉協議会委託

【会員数】 依頼会員 214 人、提供会員 61 人、両方会員 10 人

【利用件数】 335 件

(11) 妊婦健康診査事業

妊娠中の母親の健康状態、おなかの赤ちゃんの発育状況等を定期的に確認する基本健診です。母子手帳の交付を受けてから、14 回の健康診査を受けることができます。

（平成 30 年度実績）

【母子手帳交付数】 303 人



7 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題をテーマ別に記載しています。

●テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげることが課題です。見込み量を算出する際の希望値の参考としてアンケート結果を活用し、また利用実績も踏まえた見込み量とすることも課題です。

●テーマ2 孤立や疎遠状況の推察（社会参加・地域交流について）

→孤立している保護者がいることが推察されますので、今後の取組につなげていくことが課題です。この情報を要保護児童対策地域協議会、保健師等の関係者間で共有することで、児童虐待及びネグレクトを防ぐ具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。また、小学生も含めた親子で参加できる地域交流、イベント等への参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも課題の1つと考えられます。

●テーマ3 アンケートからみた満足度等について

→計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげることが重要です。現況を維持しつつ就学前児童のいる世帯であれば、認定こども園の希望に対応していく必要があります。一方で、小学生児童のいる世帯では残業時間の短縮、休暇の取得促進など自治体の企業への働きかけを望む声があり、ワーク・ライフ・バランスや就業環境改善に向けた事業者向けの情報提供及び啓発活動を継続すること、住宅支援、子育て相談などの充実も必要です。

●テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→相談内容として想定されるのは「子育てや教育に関するお金のこと」「子育ての仕方・保護者自身のこと」「子どもの勉強や進学のこと」「子どもの食事や栄養に関すること」等です。相談できる人員の確保や窓口体制を整えていくと同時に、相談先が分からない方に、気軽に相談できる窓口があることを今後も周知及び広報していくことも課題になります。

これらの課題の解決につながるよう、子ども・子育て支援の様々な施策及び事業を計画的に取り組んでいきます。

第3章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域設定の考え方

子ども・子育て支援法において、事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域である「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保の方策」を定めるものとされています。

2 教育・保育提供区域の設定

1 伊東市における教育・保育提供区域

伊東市の教育・保育提供区域については、第1期計画の考え方を引き継ぐとともに、教育・保育施設の利用状況を考慮して、市内全域を区域と設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	伊東市全域	教育・保育の区域設定については伊東市全域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

地域子ども・子育て支援事業提供区域	伊東市内全域 ※ただし、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、各小学校区を基本とする。
-------------------	--

第4章 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）します。その上で施設型給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所、認定こども園、 地域型保育に該当

施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われることとなります。



2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定(3歳以上、幼稚園を利用希望・幼児期の学校教育の利用希望が強い者を含む。)

量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	478	475	447	416	399
確保の内容	691	713	713	713	713
特定教育・保育施設	691	713	713	713	713
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	213	238	266	297	314

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

(2) 2号認定(3歳以上、保育所を利用希望・幼児期の学校教育の利用希望が強い者含まない。)

量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	530	515	516	480	461
確保の内容	537	537	537	537	537
特定教育・保育施設	537	537	537	537	537
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0
過不足	7	22	21	57	76

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3) 3号認定（0歳、保育所を利用希望）

量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	104	100	95	95	90
確保の内容	104	104	104	104	104
特定教育・保育施設	89	89	89	89	89
地域型保育事業	15	15	15	15	15
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0
過不足	0	4	9	9	14

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(4) 3号認定（1・2歳、保育所を利用希望）

量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	312	296	290	289	261
確保の内容	318	318	318	316	312
特定教育・保育施設	272	272	272	272	272
地域型保育事業	40	40	40	40	40
認可外保育施設	3	3	3	2	0
企業主導型保育事業所	3	3	3	2	0
過不足	6	22	28	27	51

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※認可外保育施設及び企業主導型保育事業所の確保の内容は地域枠の人数

【0歳から2歳の保育利用率】

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。

保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷各年度推計人口（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	49.9%	50.0%	50.3%	52.7%	50.7%

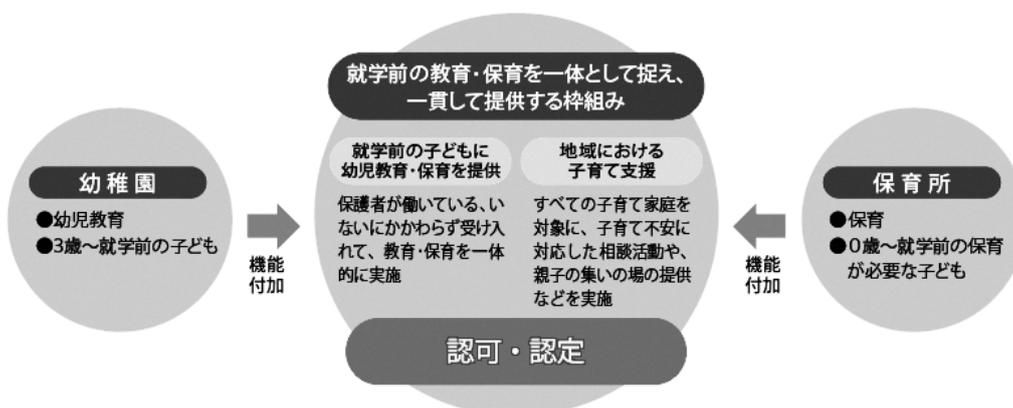
3 認定こども園の整備と幼稚園・保育園の再編について

(1) 認定こども園の整備

認定こども園は、幼稚園、保育園と両方の機能を持ち、保護者の就労の有無に関わらず同じ施設に通うことができること等から、女性の社会進出が進む中、全国的に整備が進められています。

本市においても、幼稚園・保育園利用者の動向及び施設の老朽化等の状況を見据えながら、認定こども園整備に向けた検討を行います。

【認定こども園の概要イメージ】



(出典：内閣府ホームページ)

(2) 市立幼稚園・保育園の再編について

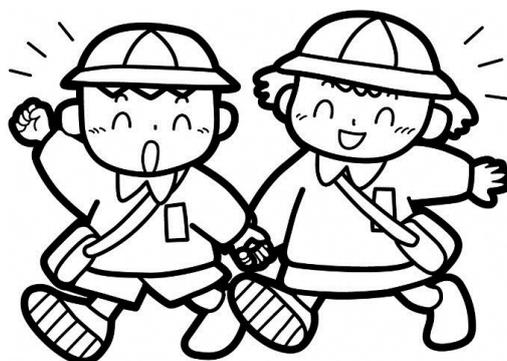
市立幼稚園・保育園の再配置計画は、子育て世代の生活圏域を考慮して、「宇佐美地区」「旧市内」「小室地区」「対島地区」の地域ごとに検討することとします。

また、再配置計画の対象施設は、伊東市が設置する「幼稚園」「保育園」としますが、計画の検討に当たっては、私立幼稚園及び民間保育園(地域型保育事業所含む。)の状況も考慮して検討を行います。

■幼稚園、保育園の施設の状況

(令和2年4月現在)

	幼稚園	保育園 (小規模保育施設)	計
宇佐美	宇佐美幼稚園	宇佐美保育園	2園
旧市内	伊東幼稚園 野間自由幼稚園(私立) 伊東聖母幼稚園(私立) 南幼稚園富士見分園	湯川保育園(民間) 玖須美保育園 広野保育園 なぎさ保育園(民間) 小規模保育所えん(民間) 富士見保育園	10園
小室	吉田幼稚園 荻幼稚園	川奈愛育クラブ(民間) つくし保育園(民間) ちゅうりっぷ保育園(民間) 荻保育園(民間)	6園
対島	八幡野幼稚園 池幼稚園	富戸保育園(民間) 八幡野保育園(公設民営)	4園
	9園	13園	22園



4 教育・保育等の円滑な利用及び教育・保育施設の質の向上

(1) 幼児教育・保育等の質の向上について

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援サービスを提供するための取組を進めていきます。そのためには、幼稚園教諭、保育士等の職員の資質の向上が重要であることから、市内の園同士の交流を深めるとともに、研修等の充実を図ります。

- ① 職員配置の充実
- ② 職員資質向上に向けた研修等の充実
- ③ 職員の処遇改善を始めとする労働環境への配慮
- ④ 幼稚園・保育園や地域型保育事業者の連携の充実
- ⑤ 教育・保育施設における第三者評価の受審促進
- ⑥ 幼児教育アドバイザー配置の検討

(2) 教育・保育の一体的な提供と推進

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・乳幼児期の保育を担う幼稚園、保育所等の役割は重要なものであり、必要なすべての子どもや保護者が、教育・保育の提供を受けることができる環境を整備する必要があります。

幼稚園・保育所としてこれまで培ってきた知識・技能等、双方の良さを活かした認定こども園の普及・促進を図り、乳児期から小学校就学前までの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、小学校との情報交換を密にし、円滑な接続を図っていきます。

(3) 産後の休業、育児休業後等における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

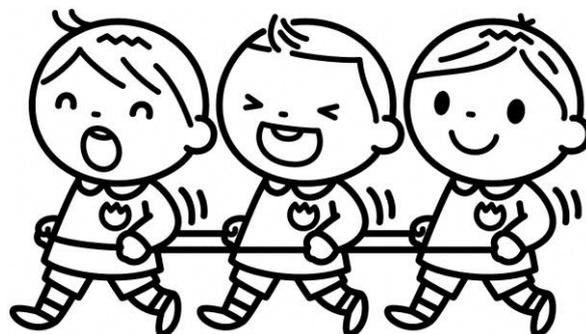
保護者が産休・育児休業明けの保育を希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に情報提供するとともに、教育・保育施設や小規模保育施設等の計画的な整備に努め、保護者の就労状況やその変化に柔軟に対応し、待機児童が生じない体制の整備を進めます。

(4) 外国につながる幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、外国籍の乳幼児、両親が国際結婚の乳幼児などいわゆる外国につながる乳幼児の増加が見込まれています。その乳幼児が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況、出身地域等を踏まえ、保護者、教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付制度」の実施は、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減、利便性等を勘案した給付方法について条例を制定して実施していきます。また、特定子ども・子育て支援施設の確認及び公示、指導監督等については、静岡県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることとされていることから、情報共有及び連携を図りながら適切に取り組むこととします。



第5章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針に沿って「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、市役所幼児教育課窓口保育コンシェルジュを配置し、利用者支援事業（基本型）を実施するとともに、子育て支援課窓口保健師を配置し、利用者支援事業（母子保健型）を実施しています。子ども及び保護者が、幼稚園・保育所での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供及び相談を含めた支援とともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健、育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

事業の種類	実施場所	事業の内容
基本型	市役所幼児教育課	保育所入所相談、子育て支援サービスの紹介等
母子保健型	市役所子育て支援課	妊娠期から育児までの母子保健・育児等の相談

[対象年齢] 0～5歳

量の見込み

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う通常の保育時間を超えた保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて、保育を実施します。

[対象年齢] 0～5歳

[実施箇所] 9か所

量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,713	4,412	4,203	3,953	3,777
確保の方策	4,713	4,412	4,203	3,953	3,777

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢] 就学児（6～11歳）

市全体・量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（1年生）	124	117	104	106	93
（2年生）	92	101	97	84	85
（3年生）	111	91	101	95	82
（4年生）	67	67	62	66	62
（5年生）	36	36	39	33	35
（6年生）	18	17	20	20	17
確保の方策	465	455	447	427	422

東小学校区・量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)	20	20	20	20	20
(2年生)	20	20	20	20	20
(3年生)	30	20	20	20	20
(4年生)	10	20	20	20	20
(5年生)	3	3	3	3	3
(6年生)	2	2	2	2	2
確保の方策	85	85	85	85	85

※令和5年度に東小学校、西小学校、旭小学校の3校は統廃合する予定ですが、支援の単位は各校ごとに記載

西小学校区・量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)	14	14	8	8	5
(2年生)	9	11	9	5	5
(3年生)	6	8	12	11	5
(4年生)	10	6	5	6	5
(5年生)	6	6	6	5	6
(6年生)	5	5	5	5	3
確保の方策	55	50	45	40	40

大池小学校区・量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)	22	20	15	16	13
(2年生)	10	15	14	10	10
(3年生)	15	12	16	14	10
(4年生)	8	8	7	9	8
(5年生)	3	3	3	3	3
(6年生)	2	2	2	2	2
確保の方策	60	60	60	55	50

宇佐美小学校区・量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)	23	20	18	18	17
(2年生)	19	19	19	19	19
(3年生)	13	13	13	13	13
(4年生)	2	2	6	5	5
(5年生)	1	1	2	2	2
(6年生)	1	1	2	2	2
確保の方策	60	60	60	60	60

八幡野小学校区・量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)	10	9	8	9	8
(2年生)	9	10	9	8	8
(3年生)	9	9	10	9	9
(4年生)	11	8	6	7	6
(5年生)	6	6	6	6	6
(6年生)	3	2	3	3	2
確保の方策	55	50	45	45	45

南小学校区・量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)	20	20	20	20	20
(2年生)	10	10	10	10	10
(3年生)	10	10	10	10	10
(4年生)	6	6	6	6	6
(5年生)	2	2	2	2	2
(6年生)	2	2	2	2	2
確保の方策	50	50	50	50	50

※令和3年度に川奈小学校（放課後児童クラブなし）と統廃合する予定

旭小学校区・量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)	7	7	6	6	3
(2年生)	8	8	7	4	5
(3年生)	12	8	9	8	5
(4年生)	12	8	4	5	5
(5年生)	6	6	6	4	5
(6年生)	2	2	2	2	2
確保の方策	50	50	40	40	40

富戸小学校区・量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)	8	7	6	6	4
(2年生)	7	8	7	6	6
(3年生)	16	11	9	8	8
(4年生)	8	9	6	6	5
(5年生)	9	9	9	6	6
(6年生)	1	1	1	1	1
確保の方策	50	50	50	40	40

池小学校区・量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)			3	3	3
(2年生)			2	2	2
(3年生)			2	2	2
(4年生)			2	2	2
(5年生)			2	2	2
(6年生)			1	1	1
確保の方策			12	12	12

●新・放課後子ども総合プランの取組方針

【令和6年度までの取組方針】

○新・放課後子ども総合プランに沿って、小学校に就学しているすべての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。

○放課後児童クラブ等の事業に関しては、教育部局と福祉部局で連携して実施していきます。

●放課後児童クラブと放課後子供教室の状況

■放課後子供教室実施団体ごとの実施回数、日数、平均利用者及び対象小学校

	教室名	対象学校	活動場所	実施曜日	実施日数	1日当たりの参加人数		放課後児童クラブとの連携	内容		
						平日	土曜等				
1	池っ子クラブ	伊東市立池小学校	公民館	長期休暇	61日	36日	25日	10人	10人	工作活動等	
2	ドキドキわくわくランド	伊東市立宇佐美小学校	公民館	土	53日	0日	53日	20人	20人	さんすう教室、自然体験学習	
3	絵本の家	伊東市立東小学校	小学校	土	4日	0日	4日	0人	30人	東っ子児童クラブ	体験教室(和菓子作り、オカリナ演奏会、お話し会等)
4		伊東市立大池小学校	小学校	土	3日	0日	3日	0人	30人	ひまわりクラブ	体験教室(和菓子作り、オカリナ演奏会、お話し会等)
5		伊東市立西小学校	小学校	土	4日	0日	4日	0人	30人	風の子児童クラブ	体験教室(和菓子作り、オカリナ演奏会、お話し会等)
6		伊東市立富戸小学校	小学校	水(月1回)	9日	9日	0日	20人	0人		英語教室
7		伊東市立八幡野小学校	小学校/公民館	水(月1回)、土	11日	9日	2日	25人	30人	やんもんどクラブ	英語教室・体験教室
8	ひよこ	伊東市立宇佐美小学校	小学校	土	1日	0日	1日	0人	45人	わんぱくクラブ	工作活動・読み聞かせ等
9		伊東市立旭小学校	小学校	土	8日	0日	8日	0人	45人	旭キッズクラブ	工作活動・読み聞かせ・ラリー等
10		伊東市立南小学校	小学校	土	17日	10日	7日	50人	50人	どろんこクラブ	工作活動・読み聞かせ等
11	囲碁教室	伊東市立東小学校	小学校	水	38日	38日	0日	25人	0人		囲碁教室
12		伊東市立宇佐美小学校	小学校	水	38日	38日	0日	25人	0人	わんぱくクラブ	囲碁教室
13		伊東市立大池小学校	小学校	水	38日	38日	0日	25人	0人		囲碁教室

●放課後子供教室の現状と課題

放課後子供教室は、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。様々な体験活動や地域の方々との交流を通して、子どもたちが、社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むことを目的としています。

具体的な活動の計画・運営は、地域の方々、関係団体等に委託しています。そのため、開催日、内容等は地域の実情に応じて異なります。

放課後子供教室事業の拡充のためには、地域で継続的に協力者を確保できるような運営方法を構築すること及び学校、行政、地域をつなぐコーディネート機能の充実が重要な課題となっています。

今後は、学校の余裕教室等の活用方策、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等、教育委員会、福祉部局等と総合的な放課後対策のあり方を十分協議しながら、放課後児童クラブと連携した事業実施を進めていきます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病・疲労等の理由により、家庭において児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	2	2	2
確保の方策	3	3	2	2	2
	実施体制 里親委託1か所 受入可能人数 3人/日 対象年齢 0歳～18歳				

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況、養育環境等の把握を行うほか、養育相談に応じ助言及び援助を行う事業です。

[対象年齢] 0歳

量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	269	257	242	232	220
確保の方策	269	257	242	232	220
	実施体制 保健師（市職員・個人委託） 実施機関 伊東市 対象年齢 生後4か月まで				

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業です。

量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	40	38	36	34	33
確保の方策	40	38	36	34	33
	実施体制 保健師、NPO法人委託 実施機関 伊東市 対象者 要支援児童、特定妊婦 対象年齢 満1歳まで				

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児の子育て世代の遊び・交流・相談・情報提供の場として、地域ごとに保育園との併設等による運営を行い、地域の子育て環境の向上を図る事業です。

[対象年齢] 0～2歳（原則）

量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/回)	33,179	31,890	30,843	29,353	27,864
確保の方策(か所)	7	7	7	7	7

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労、育児疲れ等への対応、疾病・出産等により保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等において、一時的に子どもの預かり保育を行う事業です。

- [対象年齢] ①幼稚園型（幼稚園在園児対象）は3～5歳
 ②幼稚園型以外（保育園等で実施の未就園児）は0～5歳

①幼稚園型（在園児対象型）

量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み合計	13,657	12,510	11,763	10,949	10,522
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり (1号認定見込み)	8,407	7,260	6,513	6,749	6,322
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり (2号認定見込み)	5,250	5,250	5,250	4,200	4,200
確保の方策	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

②保育園等における幼稚園型以外（未就園児利用型）

量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,600	1,550	1,500	1,450	1,400
確保の方策	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

(9) 病児保育事業（病児対応型保育・体調不良児対応型保育）

病児対応型保育は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関、保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。体調不良児対応型保育は、保育中に園児が熱を出すなど体調不良になった場合、保護者が迎えに来るまでの間、専用スペースで保育する事業です。

[対象年齢] 0歳～小学6年生

①病児対応型

量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	400	400	400	400	400
確保の方策	960	960	960	960	960

[対象年齢] 保育園在園児対象

②体調不良児対応型

量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	800	800	800	800	800
確保の方策	800	800	800	800	800

(10) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（提供会員）が会員登録をし、双方会員の相互援助の調整を行います。

量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	400	410	420	430	440
確保の方策	400	410	420	430	440

(11) 妊婦健診事業

妊娠中の母親の健康状態、おなかの赤ちゃんの発育状況等を定期的に確認する基本健診のため、受診週数の目安を基準に、最大14回までを公費負担する事業です。

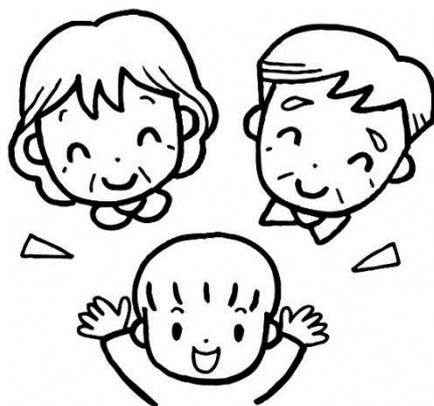
量の見込み

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	286	273	257	246	234
確保の方策	286	273	257	246	234
実施場所	対象医療機関 ※里帰り出産など市外産科医療機関でも受診できます。				
実施時期	母子手帳交付から出産まで計14回（上限）				
検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目+トキソプラズマ				

2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること及び幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的な考え方を踏まえ、伊東市におけるこれらの連携を推進します。



第6章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 要保護児童対策の充実

虐待を始め、日常生活で様々な問題を抱える保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）の支援は、地域資源や児童委員を始めとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限及び専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

また、近年、少子化や地域のつながりが希薄になる中で、社会問題となっている児童虐待の早期発見、早期対応及び未然防止のためには、「何かあったらすぐ通報」できる体制が必要です。このためには、地域ぐるみの子育て環境の整備や地域の子育てに対する関心を高めることが必要です。

（平成 30 年度の状況）

【相談件数】 児童虐待相談件数 91 件 家庭児童相談室相談件数 2,526 件

【相談窓口】 伊東市 社会福祉主事 2 人 家庭児童相談室 相談員 2 人

静岡県東部児童相談所（24 時間）

【伊東市要保護児童対策地域協議会】

・構成機関 静岡県、伊東市、医療機関、保育・教育機関、警察、民生委員 など

・活動内容

会議	委員数	実施事項	開催数
代表者会議	17 人	伊東市の現状と取組・課題の討議	年 1 回
実務者会議	19 人	関係機関からの情報収集・意見交換	月 1 回
個別ケース会議	関係者	個別ケースの対策協議	随時

・取扱ケース数 57 人（学齢部 20 人、乳児部 37 人）

①関係機関との連携強化

「伊東市要保護児童対策地域協議会」の構成機関は、日頃から子どもと接する機会が多く、日常生活の中で子どもの異変に気づいたとき、関係機関が迅速に対応できるよう、一層の連携強化を図ります。

また、健康診査、訪問等の母子保健事業、医療機関等とも連携し、情報の把握と共有を図ることで適切な支援につなげていきます。

さらに、県の児童相談所との連携強化を図っていきます。

②相談体制の充実

伊東市、家庭児童相談室、県児童相談所が受ける相談、通報等の情報を関係機関に提供し、各機関が連携し、適切な支援につなげていきます。

さらに、相談の内容に適切に対応できるよう、研修等を通じて社会福祉主事、家庭児童相談員のスキルアップを図ります。

③地域ぐるみの子育て支援の充実

地域ぐるみの子育て支援を充実するため、地域単位の啓発を更に進めるとともに、町内会・自治会、民生委員児童委員、保健委員等の地域の方々と連携し、問題がある子育て家庭の日常的な見守りなどにより、早期発見、早期対応につながる地域づくりを進めていきます。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、母子及び寡婦福祉法及び「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的方針」に基づき静岡県が策定する「静岡県ひとり親家庭自立促進計画」、さらに、児童扶養手当法等により、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

(平成 30 年度実績)

高等職業訓練促進費給付事業

母子家庭等の生活が安定するよう資格取得の促進を図るため、受講期間の給付金を支給する。

【対象となる資格】 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

【支給人数】 1 人

児童扶養手当給付事業

母子家庭等の生活の安定を図るため、手当を支給する。

【支給人数】 2,058 人

母子家庭等医療費助成事業

母子家庭等の医療費の自己負担分を助成する。

【受給資格者数】 883 人

3 障がい児施策の充実

医療的ケア児や強度行動障害児への支援体制の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等を、子どもの発達段階に応じて実施するとともに、障がいを発見した場合に速やかに療育へつなぐよう努めます。

障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢、障がい等に応じた専門的な医療及び療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化及び保育所等訪問支援の活用を通じ、医療的ケア児、強度行動障害児、障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援体制の充実を図ります。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人及び保護者には十分に情報を提供していく必要があります。幼稚園、保育所、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。あわせて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、更に家族で適切に子育てが行えるよう、家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが重要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）を行う者等は、障がい児等の特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、地域で一貫した利用しやすい体制を整備していくことが望まれ、今後の課題として取り組んでまいります。

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方及び家庭での役割分担を選択できる環境の整備及び意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対して、残業時間の上限枠、有給休暇取得の義務化等こうした取組の共通理解の促進、学校行事への参加等のために有給休暇を取得しやすいなどの労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付、地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知及び行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

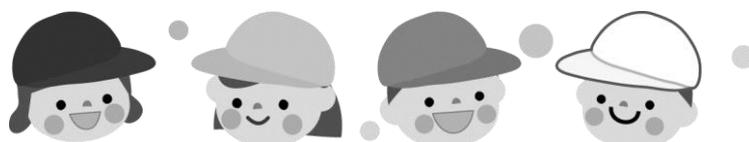
誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発及び情報提供に努めるとともに、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

5 子どもの安心・安全な環境の充実

令和元年4月に東京都豊島区で発生した乗用車の暴走による親子の交通死亡事故や同年5月に大津市で発生した園児の交通死亡事故等、子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生したことを受け、国では、令和元年6月18日「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定し、緊急に取り組む対策として、子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保を早急に進めることとしました。

伊東市では、各道路管理者、警察署、幼稚園、保育園、小学校や中学校、PTA 及び地域住民と連携して市内の通学路等の点検を実施し、点検箇所については各幼稚園、保育所、小学校及び中学校からの要望を踏まえて、道路交通安全の環境整備を進めます。

また、子どもの通行が多い生活道路等は適切な交通指導取締りについて警察署へ要望をしていきます。さらに、平成30年6月22日に国の定めた「登下校防犯プラン」に基づき、登下校時における総合的な防犯対策を進めていきます。



第7章 計画の推進体制

1 計画の実現に向けた役割

計画の推進に当たっては、家庭、地域、事業所・職場、行政等がそれぞれの役割を果たしていくことが必要です。計画の実現に向けて、連携・協力しながら計画を推進します。

(1) 家庭の役割

家庭は子どもを育てる基本的な場であり、子どもが心身共に健やかに育つ上で重要な役割をもっています。親子の絆を深め、愛情あふれるふれあいの中で子どもの基本的な生活習慣、思いやりの心等を育むことが必要です。そのため、男女が互いに助け合いながら子育てに参加し、安らぎのある家庭づくりに努めることが大切です。

(2) 地域の役割

子育て家庭を支援するためには、市民一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育て家庭を温かく見守り、「地域で子どもを育てる」という意識を持つことが重要です。近隣同士のつながりを深め、様々な交流や自治組織、地域活動団体が相互に連携を深め、地域住民が共に支え合い、地域ぐるみで子育て支援活動に積極的に参加することが期待されます。

(3) 事業所・職場の役割

働き方改革関連法により、出産・育児後も女性が変わらず働き続けられる環境の整備は、企業及び職場が取り組まなくてはならない重要な課題となりました。

育児休業制度の導入や制度を利用できる職場づくり、個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できるなど、子育てと仕事の両立を可能とする労働環境の充実及び整備を推進するとともに、地域社会の一員として子育てに対する理解と認識を深め、子育てにやさしい環境づくりに努めていくことが求められています。

(4) 行政の役割

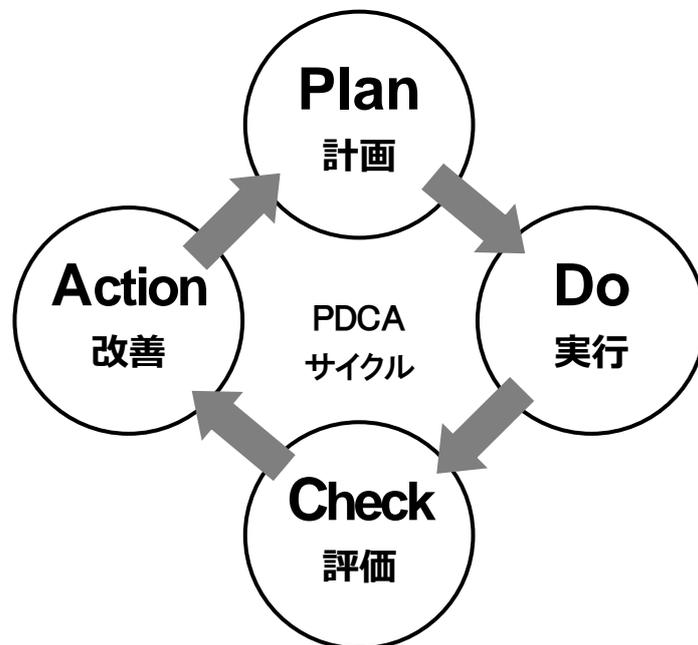
本計画の内容は広範な分野にわたることから、各事業担当課は、子ども・子育て支援に対する共通の認識を持つことが重要であるとともに、地域にある子育て支援に関する資源を積極的に活用し、計画を推進していきます。

また、子ども・子育て支援に関する情報を、広報、子育て支援アプリ、インターネット等を活用し、提供していきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

計画された各事業の実施状況を定期的に点検し、計画の進捗を評価するとともに、計画の見直しの必要性を検討するために、計画の進行管理組織を整備・強化します。

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。



3 子ども・子育て支援体制の向上に向けて

多様化する子育てに関わるニーズに対応していくためには、質の高い教育・保育サービスの提供体制をつくとともに、各種の地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない、きめ細かな子育て支援体制をつくることが大切です。行政・地域・関係機関・関係団体等が適切な役割分担の下、それぞれ連携・協働し、地域の実情に応じた取組を進め、地域ぐるみで子育て支援体制の向上を目指します。

參考資料

□教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用実績

平成 27～30 年度の利用実績です。(1 号～3 号認定のみ平成 31 年度を掲載)

事業項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	備考
1 号認定(幼稚園・認定こども園)	人	672	604	554	460	403	公立のみ
2 号認定(認定こども園・保育所)	人	514	517	506	511	522	
2 号認定(保育所通所で教育希望が強いもの)	人	—	—	—	—	—	
3 号認定【0 歳】(認定こども園・保育所)	人	83	66	83	86	90	小規模保育事業所含む
3 号認定【1・2 歳】(認定こども園・保育所)	人	271	283	279	260	293	〃
小 計	人	1,540	1,470	1,422	1,317	1,308	
時間外保育事業(延べ人数/年)	人	5,396	6,247	5,970	3,755		
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	人	273	303	304	322		平均利用人数
子育て短期支援事業(ショートステイ)	人/年	0	0	1	2		
地域子育て支援拠点事業	人/年	16,628	15,946	34,868	33,836		延べ人数
一時預かり(幼稚園預かり保育・1 号認定)	人/年	3,301	6,328	8,557	13,800		延べ人数
一時預かり(上記以外・幼稚園型以外)	人/年	1,316	978	931	1,566		保育園にて実施
病児保育事業(病児対応型)	人/年	222	269	353	378		
ファミリー・サポート・センター事業	人	748	730	694	335		
利用者支援に関する事業	箇所	1	2	2	2		
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん)	人	323	332	336	276		
養育支援訪問事業	人	116	106	51	42		
妊婦健診事業	人	357	342	304	303		

伊東市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関し、ニーズに即した効果的かつ効率的な事業を実施するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取し、支援対策を協議するため、伊東市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子育て会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (2) 法に定める子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育部長
- (2) 学識経験者
- (3) 別表に掲げる団体及び機関の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 前項第3号の規定による委員は、会議に出席できないときは、当該委員の所属する団体又は機関から代理者を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(参与)

第6条 子育て会議に参与を置き、健康福祉部長及び子育て支援課長をもって充てる。

(平28告示4・一部改正)

(会議)

第7条 子育て会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子育て会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会)

第8条 子育て会議は、専門的事項を協議する必要があるときは、検討部会を置くことができる。

2 検討部会の部員は、委員の中から子育て会議において選出する。

3 検討部会に部会長を置き、部員の互選によりこれを定める。

4 検討部会において協議を行った事項は、子育て会議に報告しなければならない。

5 検討部会の会議及び運営については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 子育て会議及び検討部会の庶務は、教育部幼児教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議及び検討部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月4日伊東市告示第4号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

伊東市子ども・子育て会議委員名簿

令和元年度

	氏 名	機関・組織名
1	富 士 一 成	伊東市教育委員会（伊東市教育部長）
2	安 田 康 一	学識経験者（伊東市教育相談員）
3	渡 辺 沙 里	伊東市保育園父母の会連合会
4	齋 藤 裕 亮	伊東市立幼稚園 PTA 連絡会
5	佐 藤 周	伊東市 PTA 連絡協議会
6	井 上 雅 夫	伊東市校長会
7	高 橋 安 子	伊東市公立保育園園長会
8	林 英 美	伊東市民間保育所代表者
9	池 田 千栄子	伊東市公立幼稚園園長会
10	石 原 毅	伊東市私立幼稚園代表者
11	小 田 るり子	伊東市家庭児童相談員
12	長 島 晶 子	伊東市学童保育連絡協議会
13	石 井 幸太郎	伊東商工会議所

※敬称省略

○任期 平成30年3月19日から令和2年3月18日まで（2年間）

伊東市子ども・子育て支援事業計画策定体制

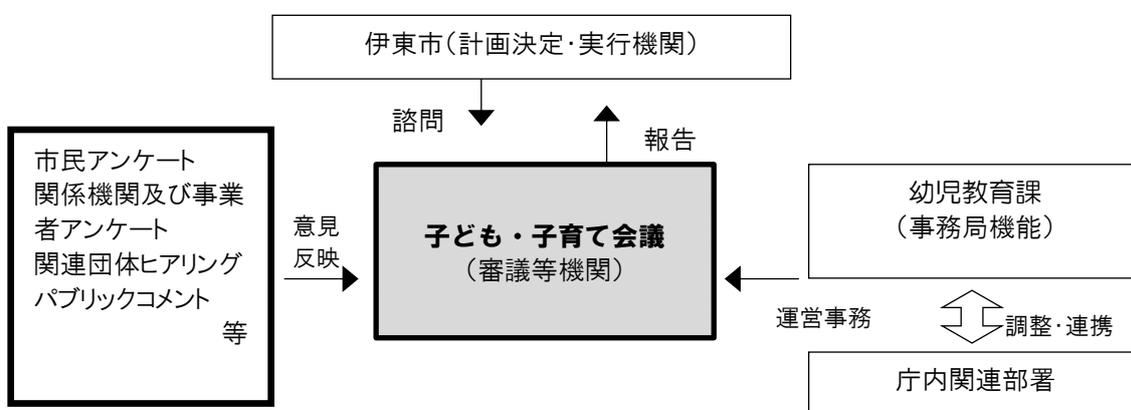
①伊東市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「伊東市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての協議を行いました。

参照

子ども・子育て支援法第七十七条

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



②就学前児童及び小学生アンケートの実施

次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。（以下「就学前児童アンケート」「小学生アンケート」という。）

- ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童のいる世帯	2,044 票	1,471 票	71.9%
	小学生児童のいる世帯	2,081 票	1,833 票	88.0%
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出			
調査期間	平成 31 年 2 月 18 日～平成 31 年 2 月 26 日			
調査方法	就学前児童のいる世帯は教育・保育施設配布・回収、郵送配布・郵送回収 小学生児童のいる世帯は学校配布・学校回収			

参照

子ども・子育て支援法に基づく基本指針 第三・３・(一)

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

参照

子ども・子育て支援法に基づく基本指針 第三・３・(二)

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の、需給調整判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。



アンケート調査の結果概要（就学前児童のいる世帯）

① 調査の目的

子ども・子育て支援法第61条第4項、第5項において、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「子どもの数や施設・事業の利用に関する意向その他の事業の勘案」「子ども及び保護者の置かれている環境その他の事情の把握」が求められています。

そのため、潜在的な教育・保育の需要を把握し、子育てがよりしやすくなるための事業の把握と課題、取組への評価、要望等を把握するためにニーズ調査を行いました。

また、テーマに沿った保護者の回答傾向を把握し、課題の有無を明らかにして、個々の施策や事業等の方向性の参考にすることにします。

② 調査対象・配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯	2,044 票	1,471 票	71.9%

③ 調査結果の見方

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このため、すべての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。
- グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。
- 有効回答数とするため、無回答は除外して集計をしています。

●テーマに沿ったアンケート回答傾向の把握について

■テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→ 今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげる。

■テーマ2 孤立や疎遠状況の推察（社会参加・地域交流について）

→ 子育て支援ネットワークの構築と地域共生社会への道筋につなげる。

■テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→ 計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげる。

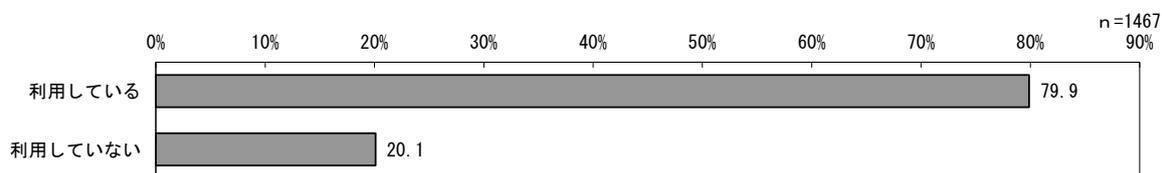
■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→ 相談先や相談相手の傾向を把握し、情報提供の手段や方法、今後の取組検討につなげる

テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

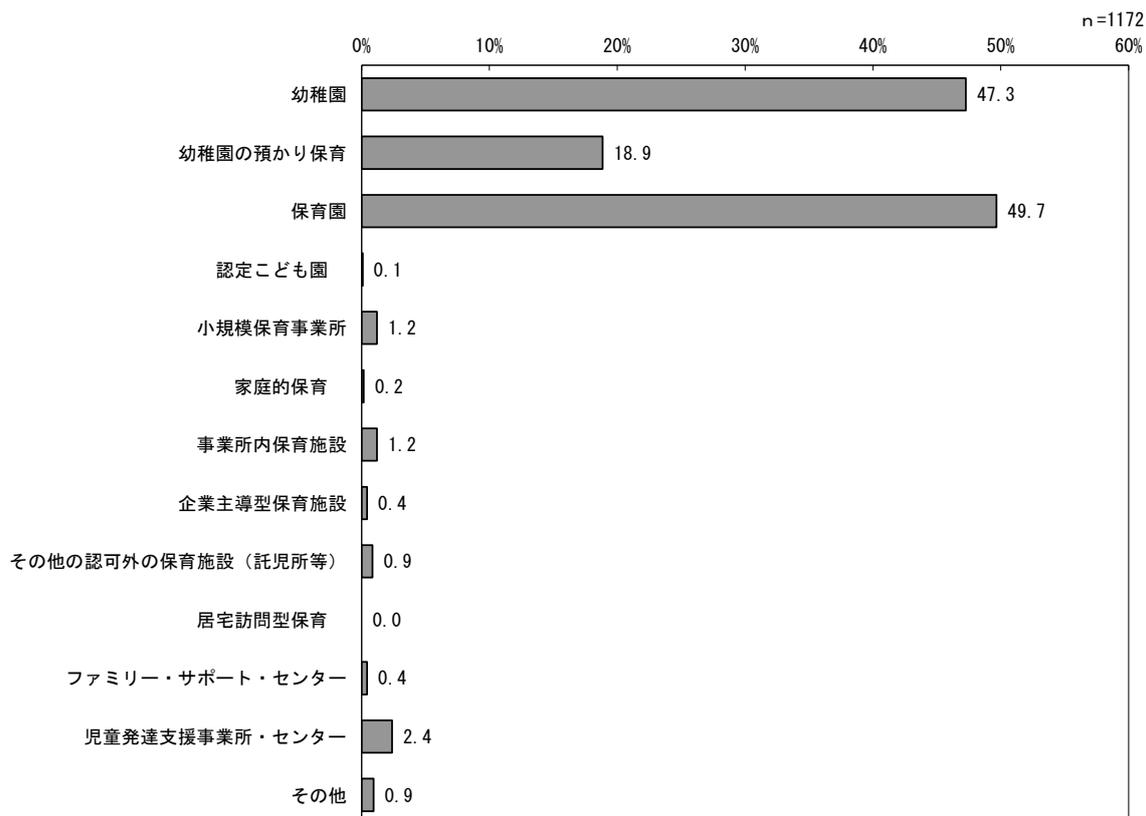
問 14 お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか

「利用している」79.9%、「利用していない」20.1%となっています。



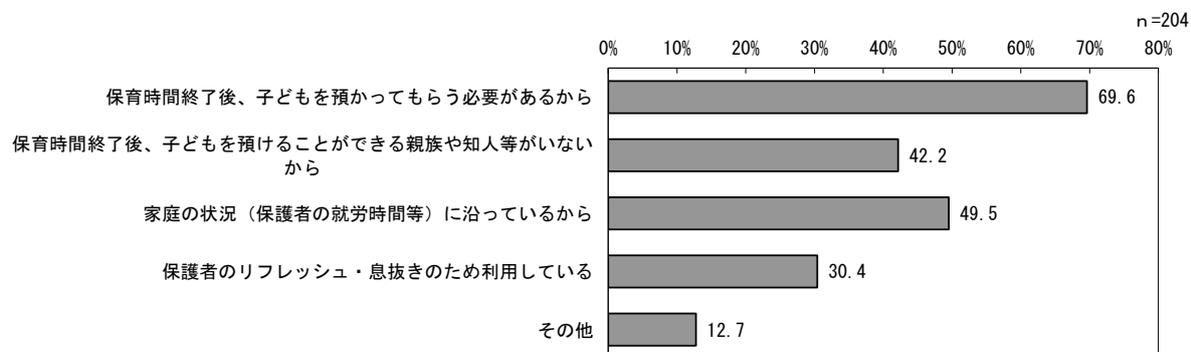
問 14-1 お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか

「保育園」49.7%で最も多く、次いで「幼稚園」47.3%、「幼稚園の預かり保育」18.9%、「児童発達支援事業所・センター」2.4%、「小規模保育事業所」、「事業所内保育施設」1.2%と続いています。



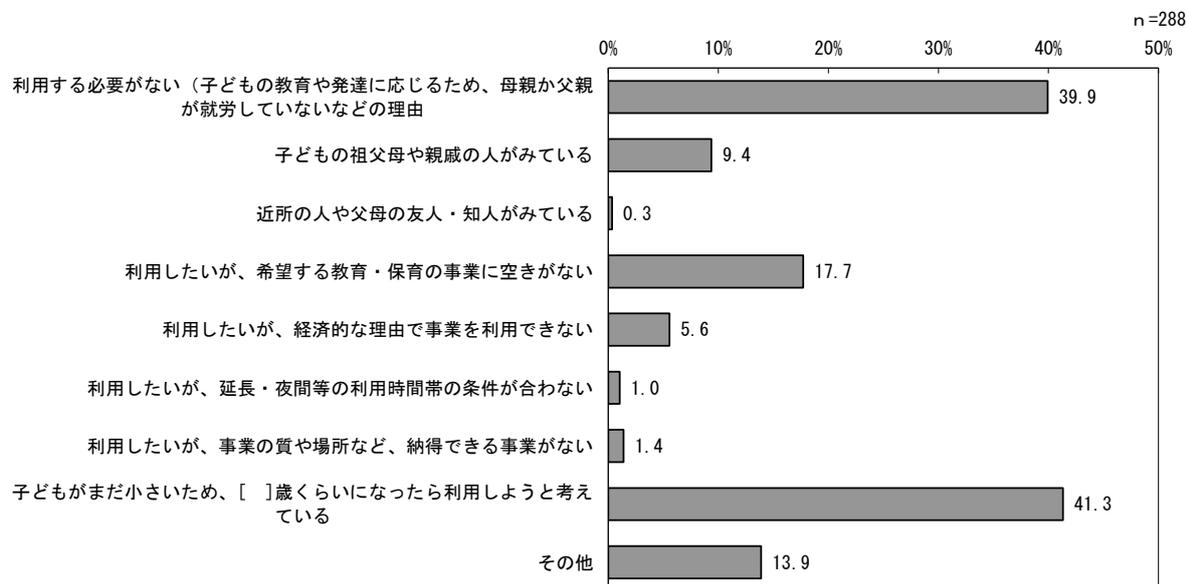
問 14-3 幼稚園の預かり保育を利用している理由

「保育時間終了後、子どもを預かってもらう必要があるから」69.6%で最も多く、次いで「家庭の状況（保護者の就労時間等）に沿っているから」49.5%、「保育時間終了後、子どもを預けることができる親族や知人等がないから」42.2%、「保護者のリフレッシュ・息抜きのため利用している」30.4%、「その他」12.7%と続いています。



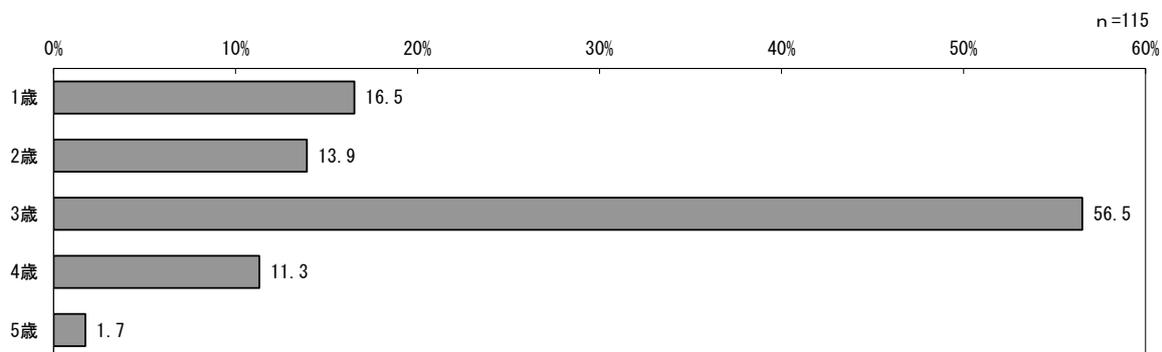
問 14-4 「定期的な教育・保育の事業」を利用していない理由

「子どもがまだ小さいため、[]歳くらいになったら利用しようと考えている」41.3%で最も多く、次いで「利用する必要がない（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」39.9%、「利用したいが、希望する教育・保育の事業に空きがない」17.7%、「その他」13.9%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」9.4%と続いています。



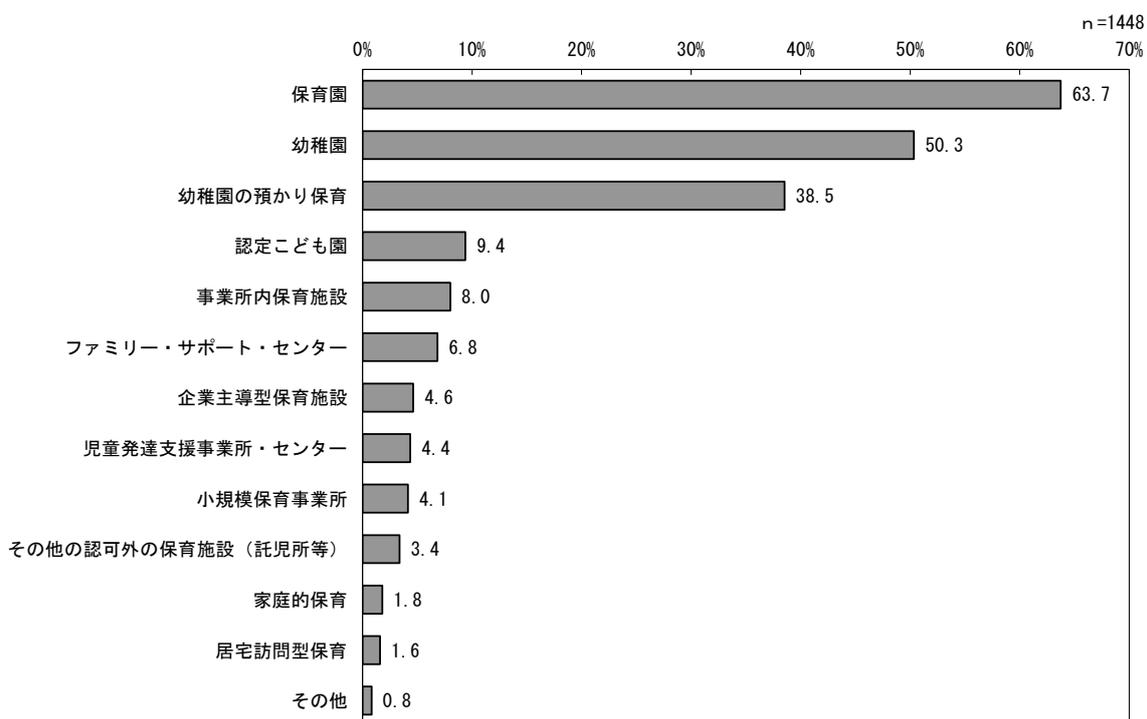
問 14-4 子どもがまだ小さいため何歳になったら利用しようと考えている年齢

「3歳」56.5%で最も多く、次いで「1歳」16.5%、「2歳」13.9%、「4歳」11.3%、「5歳」1.7%と続いています。



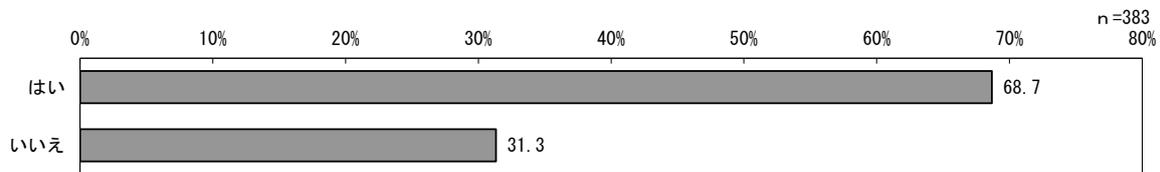
問 15 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、毎月利用したいと考える事業

「保育園」63.7%で最も多く、次いで「幼稚園」50.3%、「幼稚園の預かり保育」38.5%、「認定こども園」9.4%、「事業所内保育施設」8.0%と続いています。



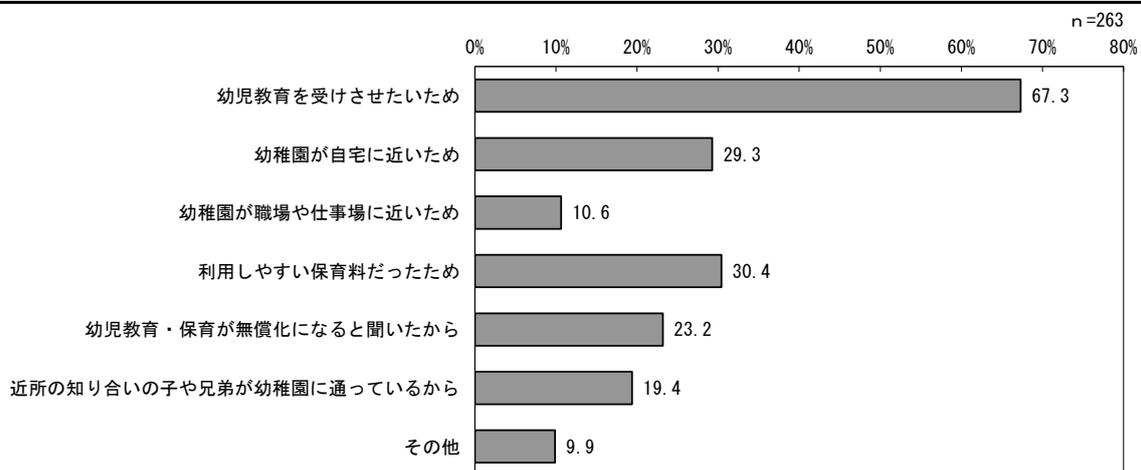
問 15-1 その中でも、特に幼稚園（預かり保育を含む）の利用を強く希望しますか

「はい」68.7%、「いいえ」31.3%となっています。



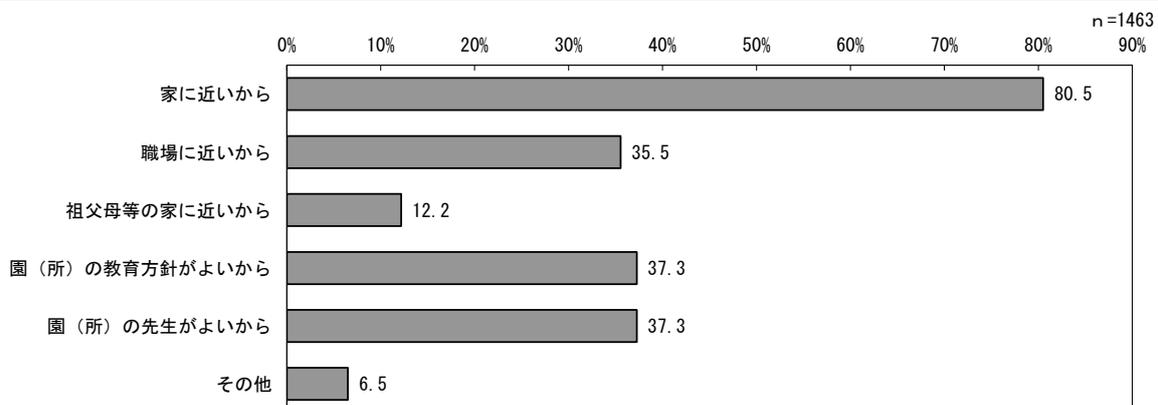
問 15-2 幼稚園（預かり保育を含む）の利用を強く希望するおもな理由は何ですか

「幼児教育を受けさせたいため」67.3%で最も多く、次いで「利用しやすい保育料だったため」30.4%、「幼稚園が自宅に近いため」29.3%、「幼児教育・保育が無償化になると聞いたから」23.2%、「近所の知り合いの子や兄弟が幼稚園に通っているから」19.4%と続いています。



問 15-4 今後利用したい教育・保育事業の実施場所や幼稚園・保育園などを選ぶ理由は何ですか

「家に近いから」80.5%で最も多く、次いで「園（所）の教育方針がよいから」、「園（所）の先生がよいから」37.3%、「職場に近いから」35.5%、「祖父母等の家に近いから」12.2%、「その他」6.5%と続いています。



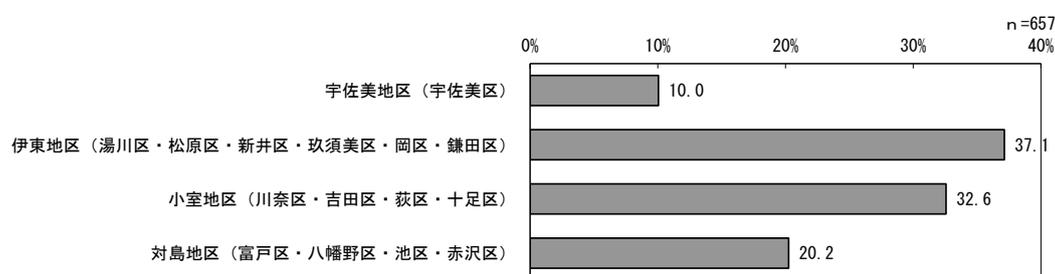
問 15-5 市内に認定こども園を設置してほしいと思いますか

「特に希望しない」52.9%、「設置してほしい」47.1%となっています。



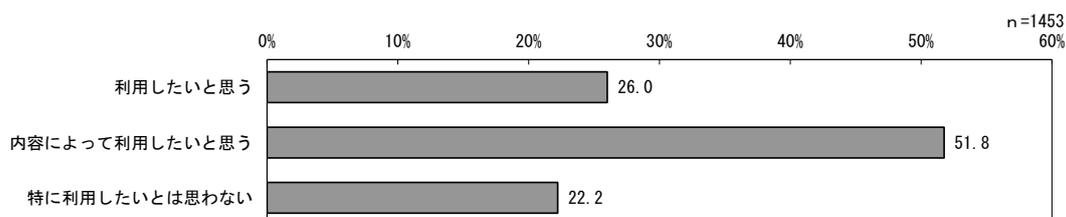
問 15-6 認定こども園を新設、あるいは現状の幼稚園や保育園が認定こども園になった場合、どの地区に認定こども園が設置されたらいいですか

「伊東地区（湯川区・松原区・新井区・玖須美区・岡区・鎌田区）」37.1%で最も多く、次いで「小室地区（川奈区・吉田区・荻区・十足区）」32.6%、「対島地区（富戸区・八幡野区・池区・赤沢区）」20.2%、「宇佐美地区（宇佐美区）」10.0%と続いています。



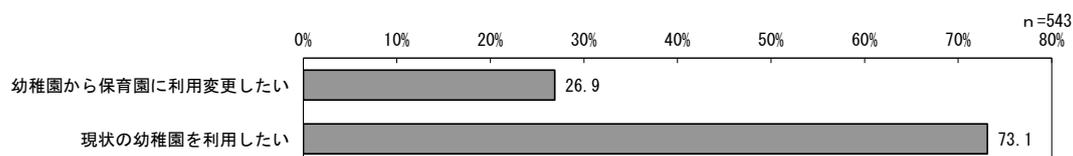
問 15-7 市内に事業所や企業が設置する「事業所内保育所」が設置された場合、利用したいと思いますか

「内容によって利用したいと思う」51.8%で最も多く、次いで「利用したいと思う」26.0%、「特に利用したいとは思わない」22.2%と続いています。



問 15-8 幼稚園や3～5歳の保育園の利用料について無償化、あるいは、利用料の減額がされた場合、無償化などを理由として、幼稚園から保育園への利用を変更したいと思いますか

「現状の幼稚園を利用したい」73.1%、「幼稚園から保育園に利用変更したい」26.9%となっています。

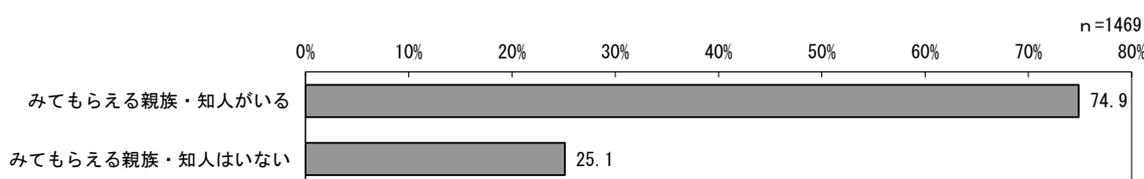


テーマ2 孤立や疎遠状況の推察（社会参加・地域交流について）

子育てをしていて追い込まれてしまう状況については、孤立していたり、核家族が進みすぎて、身内とも疎遠になってしまったりしている状況で多く報告されています。

問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「みてもらえる親族・知人がいる」74.9%、「みてもらえる親族・知人はいない」25.1%となっています。



問11「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問12「子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいるか」。これらの回答をクロス集計分析し、孤立や疎遠状況を推測してみます。全体の回答数から約4.1%の方が孤立している可能性が推察されます。

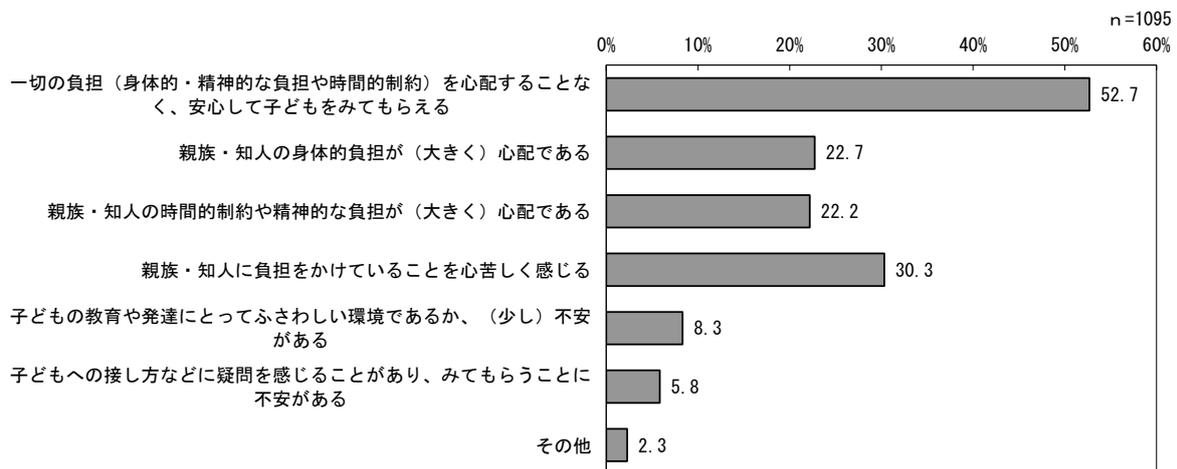
		合計	問12 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか	
			いる／ある	いない／ない
全体		1471	1359	108
		100.0%	92.4%	7.3%
問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか	みてもらえる親族・知人がいる	1100	1052	47
	みてもらえる親族・知人はいない	369	307	61
		100.0%	83.2%	16.5%

この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、より具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。更に、地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも対策の1つと考えられます。

その他に、問11の回答で「みてもらえる親族・知人がいる」が多い傾向について、一見問題がないようにみえます。問11-1の回答で「親族・知人に負担をかけていることを心苦しく感じる」回答傾向と現在の祖父母世代の就業率が高い傾向に鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてはもらえるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があります。その状況は、よりみえにくい孤立状況が潜んでいるかもしれないと推察されます。

問 11-1 親族・知人にお子さんをみてもらっている状況についてどう感じているか

「一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」52.7%で最も多く、次いで「親族・知人に負担をかけていることを心苦しく感じる」30.3%、「親族・知人の身体的負担が（大きく）心配である」22.7%、「親族・知人の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」22.2%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、（少し）不安がある」8.3%と続いています。

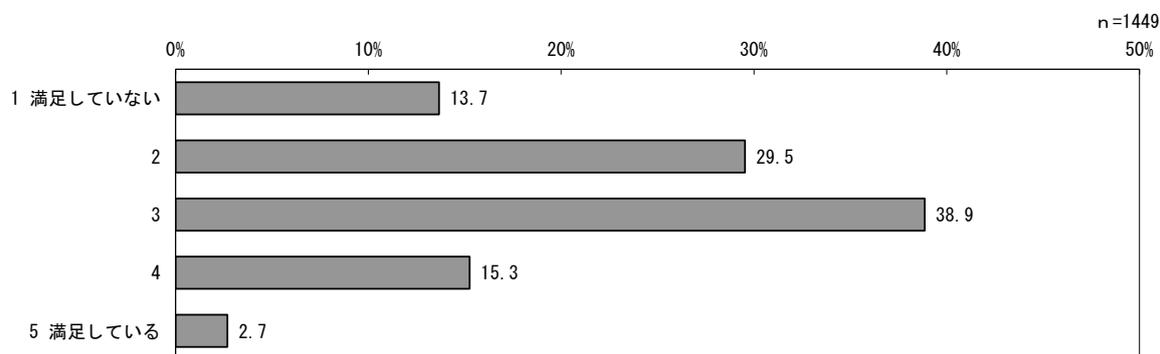


テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

子ども・子育て支援の取組について総合評価をみると以下のとおりです。
「満足している」18.0%（「5（満足している）」2.7%+「4（まあまあ満足している）」15.3%）、
「満足していない」43.2%（「2（まあまあ満足していない）」29.5%+「1（満足していない）」13.7%）となっています。

問 34 伊東市のこれまでの子ども・子育て支援の取組について、総合的にみるとあなたはどのような評価をしていますか

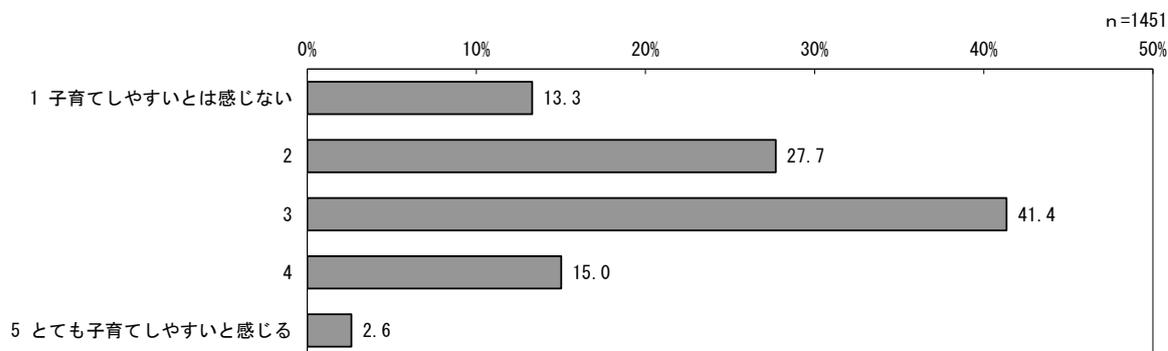
「3」38.9%で最も多く、次いで「2」29.5%、「4」15.3%、「1 満足していない」13.7%、「5 満足している」2.7%と続いています。



お住まいの地区の子育てのしやすさについてみると以下のとおりです。「子育てしやすいと感じる」17.6%（「とても子育てしやすいと感じる」2.6%+「どちらかといえば子育てしやすい」25.8%）、
「子育てしやすいと感じない」41.0%（「どちらかといえば子育てしやすい」27.7%+「子育てしやすいとは感じない」13.3%）となっています。

問 36 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「3」41.4%で最も多く、次いで「2」27.7%、「4」15.0%、「1 子育てしやすいとは感じない」13.3%、「5 とても子育てしやすいと感じる」2.6%と続いています。



問 34「子ども・子育て支援の取組について総合評価」と問 36「子育てのしやすい環境とを感じるか」、問 37「本市の子育て支援について要望すること」をクロス集計分析してみると、その傾向については、子ども・子育て支援の取組について総合評価と子育てのしやすい環境とを感じるかについては、相関関係があるように推察できます。

また、問 36「子育てのしやすさの感じ方」と問 37「子育て支援について要望すること」をクロス集計分析してみると、どれでも似た傾向となっています。ただ、「子育てしやすいとは感じない」と回答している方の傾向としては、「認定こども園を設置してほしい」、「その他」などを希望する傾向が少し高くなっています。

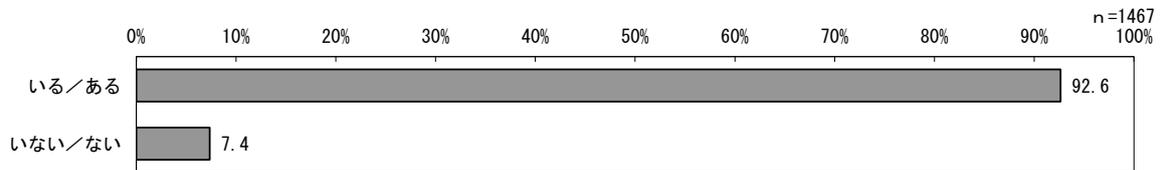
		合計	問34 伊東市のこれまでの子ども・子育て支援の取組について、総合的にみるとあなたほどのような評価をしていますか				
			1 満足していない	2	3	4	5 満足している
全体		1471	13.5%	29.1%	38.3%	15.0%	2.7%
問36 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか	1 子育てしやすいとは感じない	193	51.3%	31.6%	13.5%	2.6%	0.5%
	2	402	16.7%	46.0%	25.4%	10.2%	0.5%
	3	600	5.0%	23.3%	54.8%	15.2%	0.8%
	4	218	0.5%	16.5%	42.7%	33.0%	7.3%
	5 とても子育てしやすいと感じる	38	0.0%	10.5%	21.1%	31.6%	36.8%

		合計	問36 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか				
			1 子育てしやすいとは感じない	2	3	4	5 とても子育てしやすいと感じる
全体		1471	193	402	600	218	38
問37 本市の子育て支援について要望することはありますか	親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい	25.8%	28.5%	27.9%	23.5%	25.2%	31.6%
	親子でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	68.5%	71.5%	68.9%	69.3%	64.7%	71.1%
	子育ての相談や情報が得られる子育て支援センターなどを充実させてほしい	4.0%	5.2%	5.7%	3.0%	2.3%	5.3%
	保育園を増やしてほしい	15.8%	19.7%	17.4%	16.5%	8.7%	10.5%
	幼稚園を増やしてほしい	2.9%	4.7%	2.7%	3.0%	0.9%	0.0%
	認定こども園を新設してほしい	10.4%	17.6%	11.7%	8.0%	9.6%	7.9%
	保育園や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい	28.5%	23.3%	28.4%	31.8%	24.3%	36.8%
	一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい	18.4%	21.2%	19.7%	17.2%	18.3%	18.4%
	発達支援センターなどのサポートを充実してほしい	7.0%	9.3%	6.5%	7.3%	6.4%	0.0%
	子どもの医療に関するサポートを充実してほしい	23.2%	28.5%	25.1%	22.2%	19.3%	10.5%
	公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい	4.8%	6.7%	6.2%	4.3%	1.8%	0.0%
	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	16.2%	21.2%	16.2%	15.8%	14.2%	13.2%
	父親の育児休業取得が促進するような施策に取り組んでほしい	7.3%	9.3%	5.7%	6.0%	11.5%	7.9%
	子育てについて学べる機会をつくってほしい	5.0%	5.2%	6.0%	4.2%	6.0%	0.0%
	子育てに関する情報が配信されるアプリを充実してほしい	3.0%	3.1%	4.7%	2.0%	2.8%	0.0%
	その他	7.4%	11.4%	8.7%	5.8%	7.3%	0.0%

テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

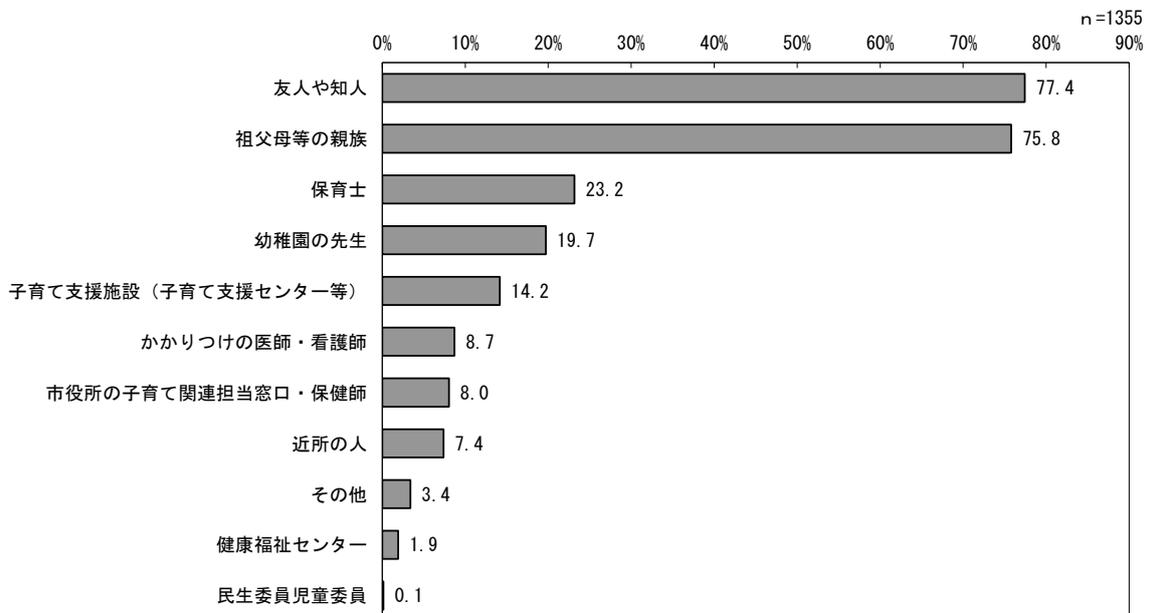
問12 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか

「いる／ある」92.6%、「いない／ない」7.4%となっています。



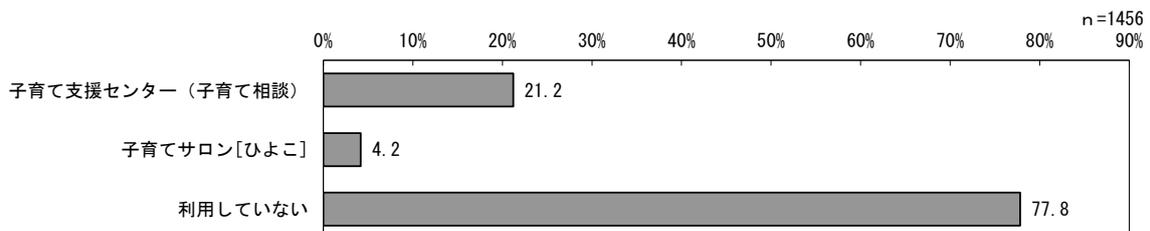
問12-1 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「友人や知人」77.4%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」75.8%、「保育士」23.2%、「幼稚園の先生」19.7%、「子育て支援施設（子育て支援センター等）」14.2%と続いています。



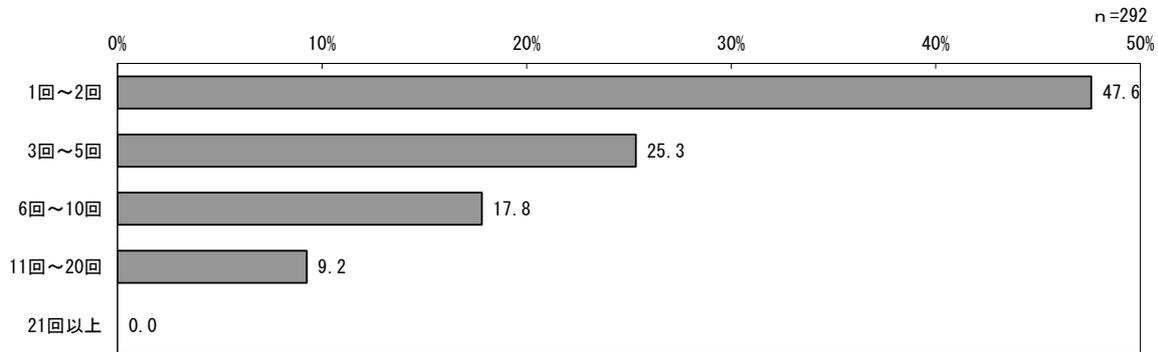
問16 お子さんは、現在、子育て支援センターなどを利用していますか

「利用していない」77.8%で最も多く、次いで「子育て支援センター（子育て相談）」21.2%、「子育てサロン[ひよこ]」4.2%と続いています。



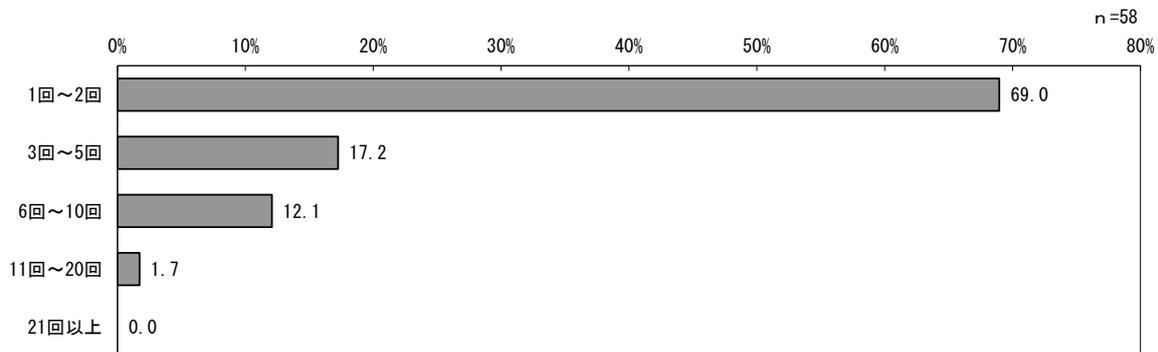
問 16 1 か月あたり回数／1. 子育て支援センター（子育て相談）

「1回～2回」47.6%で最も多く、次いで「3回～5回」25.3%、「6回～10回」17.8%、「11回～20回」9.2%と続いています。



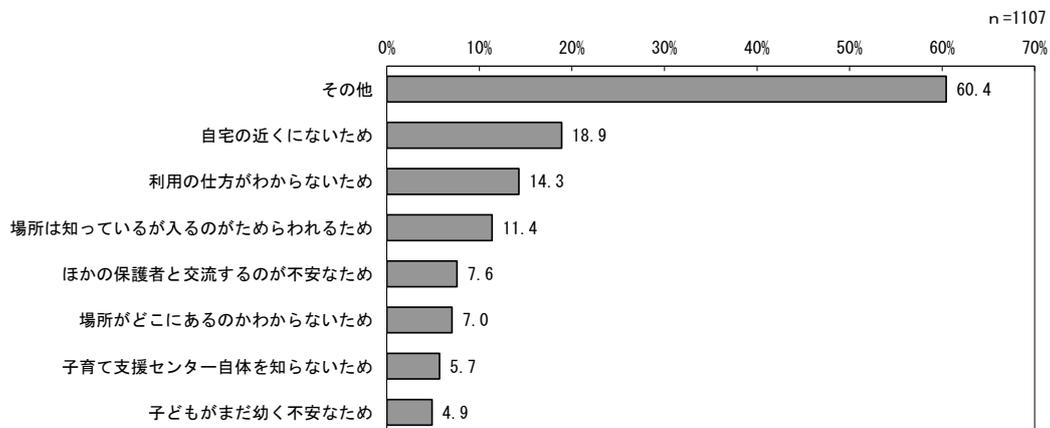
問 16 1 か月あたり回数／2. 子育てサロン[ひよこ]

「1回～2回」69.0%で最も多く、次いで「3回～5回」17.2%、「6回～10回」12.1%、「11回～20回」1.7%と続いています。



問 16-1 利用していない理由は何ですか

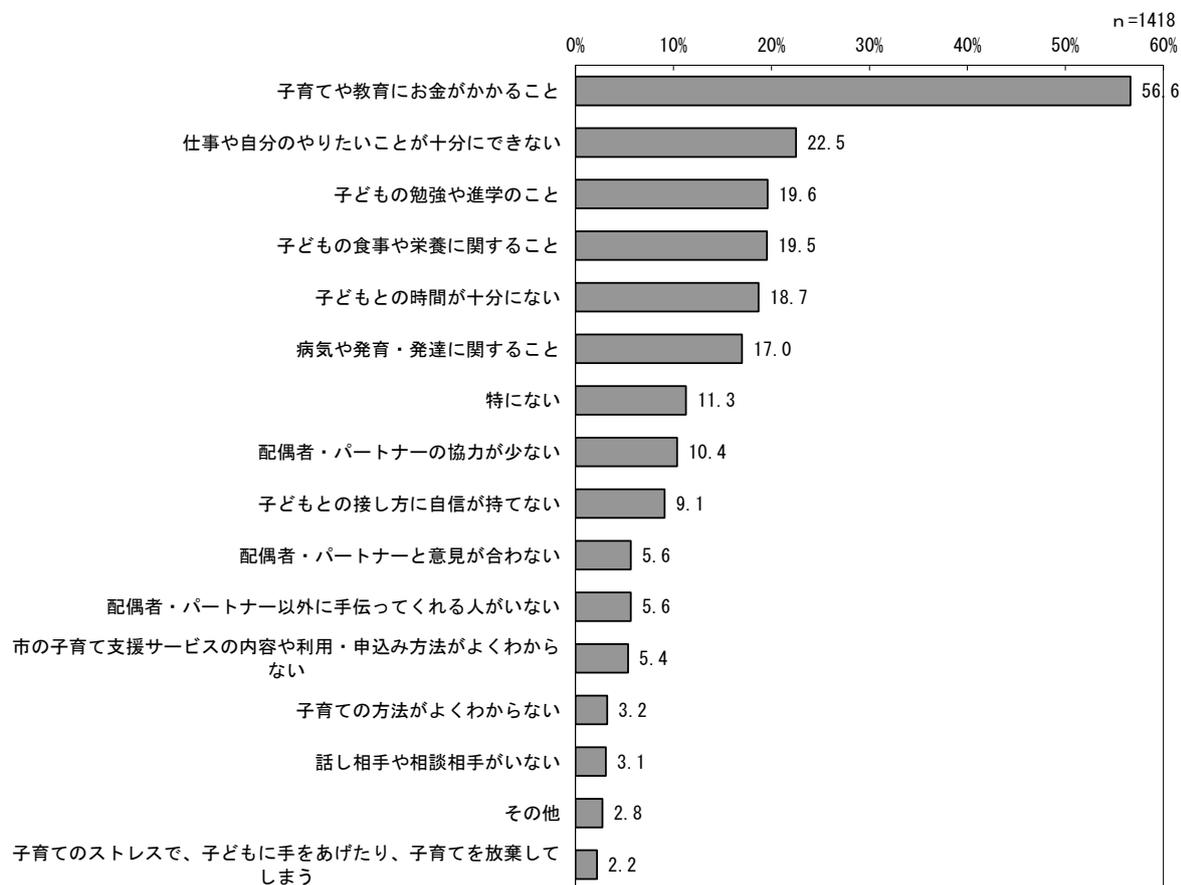
「その他」60.4%で最も多く、次いで「自宅の近くにないため」18.9%、「利用の仕方がわからないため」14.3%、「場所は知っているが入るのがためらわれるため」11.4%、「ほかの保護者と交流するのが不安なため」7.6%と続いています。



その他おもな意見：保育園・幼稚園に通っているから

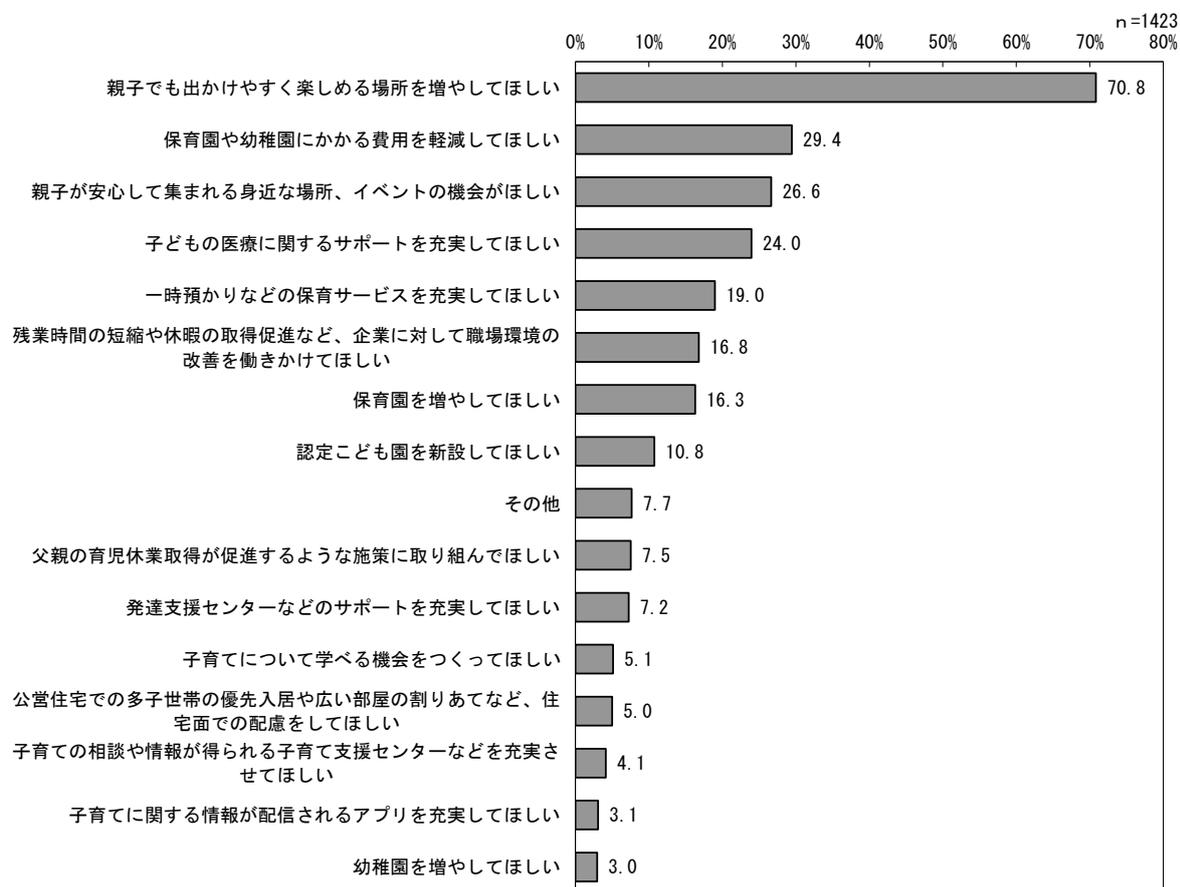
問 35 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また気になることはありますか

「子育てや教育にお金がかかること」56.6%で最も多く、次いで「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」22.5%、「子どもの勉強や進学のこと」19.6%、「子どもの食事や栄養に関すること」19.5%、「子どもとの時間が十分でない」18.7%と続いています。



問 37 本市の子育て支援について要望することはありますか

「親子でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」70.8%で最も多く、次いで「保育園や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」29.4%、「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」26.6%、「子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」24.0%、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい」19.0%と続いています。



用語解説

	用 語	意 味
1	こども・子育て かんれん ぼう 関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	しちょうそんこ 市町村子ども・ こそだ しえんじぎょう 子育て支援事業 けいかく 計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
3	しちょうそんとう 市町村等が せっち こ 設置する「子ども・ こそだ かいぎ 子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関。（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の附属機関）
4	ようほれんけいがたにんてい 幼保連携型認定 こども えん こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる。（株式会社等の参入は不可） （認定こども園法第2条） ※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。
5	こども・こそだ しえん 子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）

6	きょういく ほいくしせつ 教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。 (法第7条)
7	しせつがたきゅうふ 施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
8	とくていきょういく ほいく 特定教育・保育 しせつ 施設	市町村長が施設型給付費の支給に関わる施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。 (法第27条)
9	ちいきがたほいくじぎょう 地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
10	ちいきがたほいくきゅうふ 地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
11	とくていちいきがたほいく 特定地域型保育 じぎょう 事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に関わる事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。(法第29、43条)
12	しょうきぼほいく 小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
13	かていてきほいく 家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
14	きょたくほうもんがたほいく 居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
15	じぎょうしょないほいく 事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

16	ほいく ひつようせい 保育の必要性の にんてい 認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第 19 条） 【参考】認定区分 ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
17	かくにん せいど 「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第 31 条） ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
18	ちいきこ こそだ 地域子ども子育て しえんじぎょう 支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第 59 条）
19	りょう みこ 量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。
20	きょういく ほいく 教育・保育	6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育又は養護し教育することをいう。
21	かていけい 家庭類型	お子さんの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。
22	ほいく 保育	乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。 基本的に、乳幼児（つまり乳児及び幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。
23	にゅうようじ 乳幼児	乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものことをいう。

24	ようちえん 幼稚園	3～6 歳までの幼児を対象とした学校の一つ。
25	ほいくしょ 保育所	<p>0（産後 57 日目）～18 歳までの児童を対象とした託児所。（0～6 歳までが多い。）</p> <p>※労働基準法による産後休暇：産後 8 週間＝56 日</p> <p>保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育所（園）と幼稚園は同じ目標を持つ。</p>
26	コンシェルジュ	<p>フランス語でコンシェルジュは本来「集合住宅（アパートマン）の管理人」という程度の意味しか持たない単語である。そこから解釈を広げ、ホテルの宿泊客のあらゆる要望、案内に対応する「総合世話係」というような職務を担う人の職名として使われている。</p>

第2期 伊東市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：伊東市

編集：伊東市教育委員会 幼児教育課

住所：静岡県伊東市大原 2-1-1

電話：0557-32-1951

0557-32-1952